

# 資料編

# 1 策定の経過

令和5年度（2023年度）

月日	項目	概要
8月10日	第1回策定委員会	・総合計画策定方針
8月22日	第1回審議会	・諮問、総合計画策定方針
10月2日	第2回策定委員会	・総合計画策定方針
10月16日	第3回策定委員会	・市民意識調査等の調査項目
10月31日	第2回審議会	・市民意識調査等の調査項目
11月24日 ～12月25日	市民意識調査	・市内居住18歳以上の3,000人を対象にしたアンケート
	青少年アンケート	・市内居住12歳以上18歳未満の1,000人を対象にしたアンケート
12月15日 ～1月15日	子育て・定住に関する意識調査	・市内在住5歳児のこどもがいる世帯を対象にしたアンケート
	転入・転出意識調査	・総合窓口課の窓口で手続きを行う転入者・転出者を対象にしたアンケート（令和6年4月に追加調査を実施）
1月15日 ～1月22日	小中学生の意見聴取	・市内小学校10校の5年生および市内中学校5校の2年生を対象にしたアンケート
1月20日	市民ワークショップ	・市内在住・在学・在勤等、市に関心のある方と市の職員によるワークショップ
2月15日	第4回策定委員会	・将来人口推計、市が目指すべき方向性
2月17日、18日	分野別市民懇談会（第1回）	・市の現状や課題などについて、分野ごとに意見交換
3月26日	第3回審議会	・将来人口推計、市が目指すべき方向性
随時 （～令和7年3月31日）	市民団体、事業者等との意見交換	・市内事業者や団体を対象にした意見交換

令和6年度（2024年度）

月日	項目	概要
4月10日	第5回策定委員会	・基本構想のイメージ、後期基本計画総括評価シート・新たな基本計画検討シート
4月19日	第4回審議会	・将来人口推計、市の将来像や基本概念、後期基本計画総括評価シート
4月30日	第6回策定委員会	・後期基本計画総括評価シート
5月14日	第5回審議会	・市の将来像や基本概念（審議会委員によるワークショップ）
6月～7月	第5次後期基本計画の総括	・後期基本計画の総括
6月17日	大学生アンケート調査	・東洋大学の大学生および大学院生を対象にしたアンケート
7月4日	高校生サロン（高校生ワークショップ）①	・朝霞高校の生徒と市の職員によるワークショップ
7月8日	第7回策定委員会	・将来人口推計、後期基本計画総括結果概要

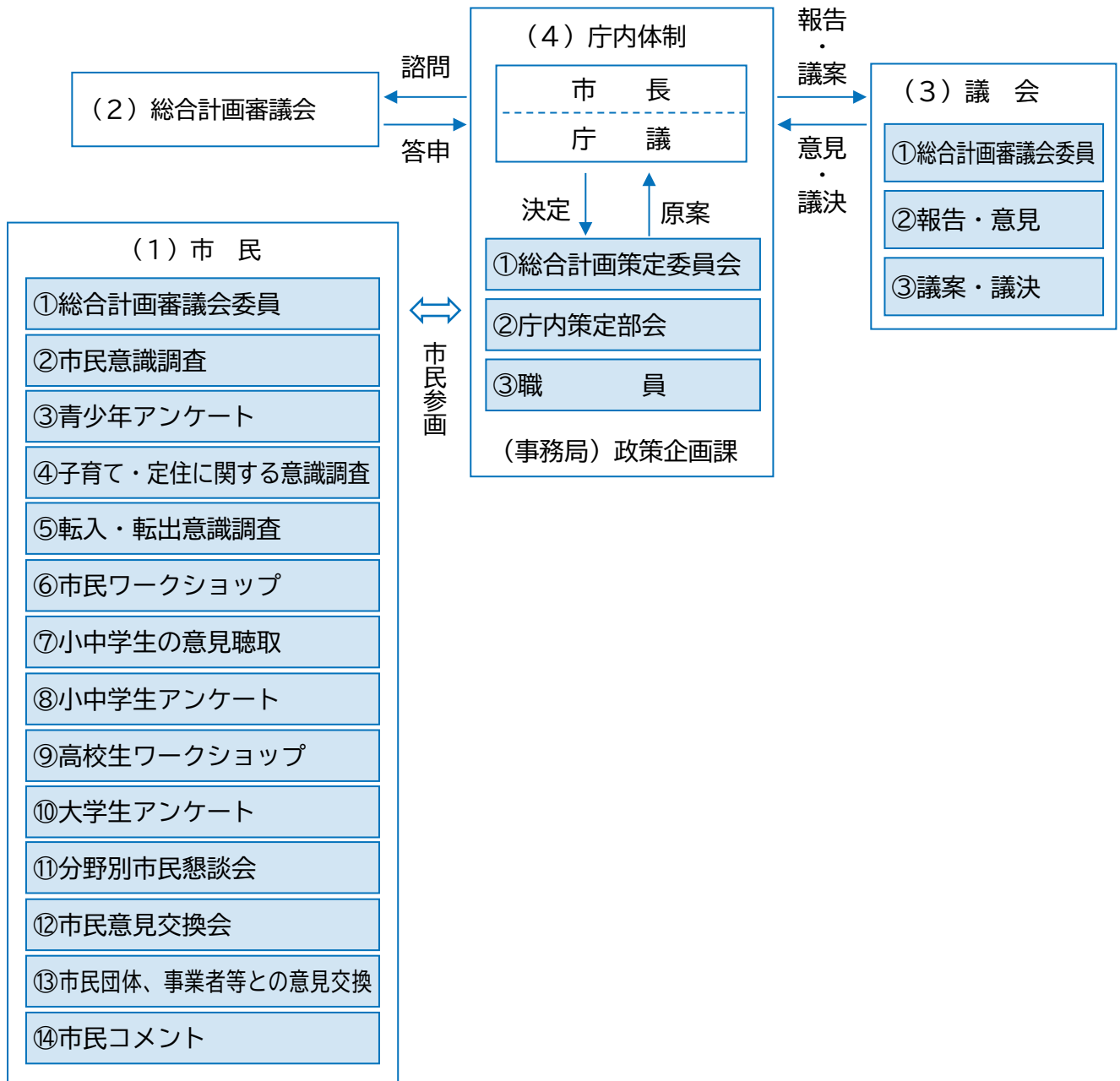
月日	項目	概要
7月17日	第6回審議会	・将来人口推計、後期基本計画総括結果概要
7月17日	高校生サロン（高校生ワークショップ）②	・朝霞西高校の生徒と市の職員によるワークショップ
8月3日、4日	小中学生アンケート	・「彩夏祭」会場に訪れた小学生・中学生を対象にしたシール貼り方式のアンケート
8月15日	第8回策定委員会	・第5次総合計画総括結果概要と新たな計画に向けた課題、基本構想骨子（案）
8月26日	第7回審議会	・第5次総合計画総括結果概要と新たな計画に向けた課題、基本構想骨子（案）
10月7日	第9回策定委員会	・基本構想骨子（案）、基本計画骨子（案）
10月23日	第8回審議会	・基本構想骨子（案）、基本計画骨子（案）
11月7日	第10回策定委員会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
11月19日	第9回審議会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
12月13日、14日	市民意見交換会（第1回）	・オープンハウス形式の意見交換会
12月17日	第11回策定委員会	・基本計画（素案）
12月23日	第10回審議会	・基本計画（素案）
1月14日	第12回策定委員会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
1月27日	第11回審議会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
2月1日、2日	分野別市民懇談会（第2回）	・基本構想（素案）、基本計画（素案）について、分野ごとに意見交換
2月6日	第13回策定委員会	・総論（素案）、基本構想（素案）、基本計画（素案）
2月18日	第12回審議会	・総論（素案）、基本構想（素案）、基本計画（素案）
随時 （～令和7年3月31日）	市民団体、事業者等との意見交換	・市内事業者や団体を対象にした意見交換

#### 令和7年度（2025年度）

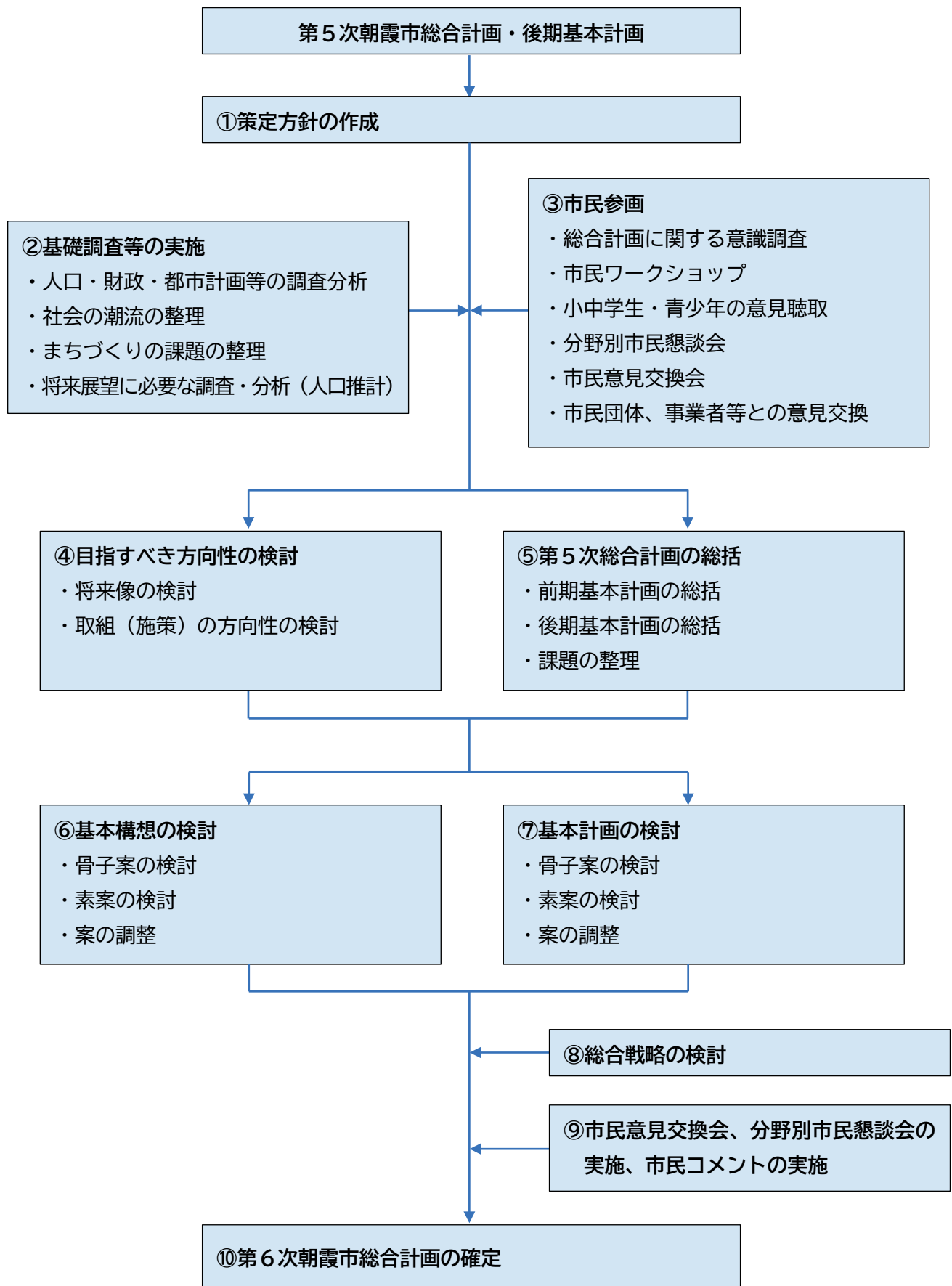
月日	項目	概要
4月8日	第14回策定委員会	・総合計画（素案）
4月25日	第13回審議会	・総合計画（素案）
5月9日	第15回策定委員会	・総合計画（素案）
5月16日	第14回審議会	・総合計画（素案）
5月28日	市議会	・総合計画（素案）の報告
6月5日～7月4日	市民コメント	・総合計画（素案）について周知し、意見を募集
6月25日、29日	市民意見交換会（第2回）	・オープンハウス形式の意見交換会
8月5日	第16回策定委員会	・総合計画（素案）
8月26日	第15回審議会	・総合計画（案）
10月8日	審議会答申	・審議会からの答申
10月14日	第17回策定委員会	・総合計画（案）
10月20日	庁議	・総合計画（案）
11月27日	市議会	・第6次総合計画基本構想を議会へ上程
12月18日	市議会	・第6次総合計画基本構想 議決

## 2 策定体制・フロー

### (1) 策定体制



## (2) 策定フロー



### 3 朝霞市総合計画審議会

#### (1) 朝霞市総合計画条例

平成27年10月1日条例第36号

##### (目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該過程への市民参加を推進し、かつ、市民の協力と理解の下に総合計画を策定し、もって市のまちづくりの施策を着実に実施することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市民と市がともに実現を目指すまちの将来像及びその実現に向けた施策の方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別及び体系別に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう。

##### (総合計画の策定等)

第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定するとともに、基本構想又は基本計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映させるための措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

3 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

##### (議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第7条の朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決を経なければならない。

##### (公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

##### (策定後の措置)

第6条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講ずるほか、当該施策の実施状況について公表するものとする。

##### (朝霞市総合計画審議会の設置)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画の策定又は変更に関し、必要な事項を調査審議するため、朝霞市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第8条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想又は基本計画に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第9条 審議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市の執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第11条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想又は基本計画を策定又は変更する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝霞市総合振興計画審議会条例の廃止)

2 朝霞市総合振興計画審議会条例(昭和45年朝霞市条例第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の朝霞市総合振興計画審議会条例の規定により調査及び審議が行われた基本構想又は基本計画は、第4条の規定により意見を聴いたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

(2) 委員名簿

朝霞市総合計画審議会 委員名簿 (敬称略)

令和6年8月現在

	選出枠	氏名	組織・団体等	任期
1	第1号 市の議会の議員	利根川 仁志	市議会議員	令和5年8月22日 ～
2		福川 鷹子	市議会議員	
3		山口 公悦	市議会議員	令和5年12月17日
4		飯倉 一樹	市議会議員	令和5年12月18日 ～
5		陶山 憲雅	市議会議員	
6		田辺 淳	市議会議員	
7	第2号 市の執行機関の委員	秋山 磨弥	農業委員会職務代理	令和5年8月22日 ～
8		平木 倫子	教育委員会教育長職務代理者	
9	第3号 市内の公共的団体等 の役員・職員	加藤 弘樹	連合埼玉朝霞・東入間地域協 議会事務局次長 (JAM 新電元 工業労働組合執行委員長)	令和5年8月22日 ～ 令和6年8月22日
10			松谷 公靖	連合埼玉朝霞・東入間地域協 議会事務局次長 (JAM 新電元 工業労働組合執行委員長)
11		高橋 甚次	朝霞市商工会会長	
12		○松尾 哲	朝霞市自治会連合会会長	
13		渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会常務理事	
14		渡邊 俊夫	朝霞市子ども会連合会会長	
15	第4号 知識経験を有する者	内田 奈芳美	埼玉大学教授	
16		◎中村 年春	大東文化大学名誉教授	
17		原田 晃樹	立教大学教授	令和5年8月22日 ～
18		星野 敦子	十文字学園女子大学教授 (副学長)	
19		村上 文洋	株式会社三菱総合研究所 主席研究員	
20	第5号 公募による市民	浅田 陽子	市民 (候補者名簿)	
21		一宮 光夫	市民 (立候補)	
22		酒井 正弘	市民 (立候補)	
23		高橋 満	市民 (立候補)	
24		原田 佐登美	市民 (候補者名簿)	

◎会長 ○副会長

※選出枠ごとに50音順に掲載

### (3) 諮問・答申

#### 《諮問》

朝政発第109号  
令和5年8月22日

朝霞市総合計画審議会 会長 様

朝霞市長 富岡 勝博



#### 第6次朝霞市総合計画について（諮問）

朝霞市総合計画条例第7条の規定に基づき、第6次朝霞市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

《答申》

令和7年10月8日

朝霞市長 松下 昌代 様

朝霞市総合計画審議会  
会 長 中村 年春

第6次朝霞市総合計画について（答申）

令和5年8月22日付朝政発第109号で諮問のあった第6次朝霞市総合計画について、当審議会において計15回にわたり慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申いたします。

## 4 庁内体制

### 朝霞市総合計画策定委員会要綱

#### (設置)

第1条 朝霞市総合計画の策定を行うため、朝霞市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 朝霞市総合計画の基本構想案及び庁内策定部会においてまとめた基本計画案について審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に係ること。

#### (組織)

第3条 策定委員会の委員は、部長の職にある職員とする。

- 2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は市長公室長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (庁内策定部会)

第5条 策定委員会に、庁内策定部会を置く。

- 2 庁内策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、部、室及び局の部長及び課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、庁内策定部会の会務を総理し、基本計画案その他必要な資料等を庁内策定委員会に提出するものとする。
- 6 庁内策定部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

#### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年5月10日から施行する。  
この要綱は、令和7年4月17日から施行する。

## 5 市民参画による計画づくり

### (1) 市民意識調査

#### ①調査目的

まちづくりに対する市民の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

#### ②調査方法

- 調査対象：市内居住の18歳以上の男女（令和5年4月1日時点での満年齢）
- 対象者数：3,000人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和5年11月1日現在）から無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
- 調査期間：令和5年11月24日送付、令和5年12月25日締切

#### ③調査項目

- 朝霞市の住みよさについて
- 地域との関わりについて
- 市政について
- 市の全般的な取組について
- これからのまちづくりについて

#### ④回収結果

- 調査票発送数：3,000票
- 有効回収数：976票（紙回答：743票、Web回答：233票）
- 有効回収率：32.5%（紙回答：24.8%、Web回答：7.8%）

### (2) 青少年アンケート

#### ①調査目的

まちづくりに対する青少年の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

#### ②調査方法

- 調査対象：市内居住の12歳以上18歳未満の男女（令和5年4月1日時点での満年齢）
- 対象者数：1,000人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和5年11月1日現在）から無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
- 調査期間：令和5年11月24日送付、令和5年12月25日締切

#### ③調査項目

- 朝霞市について日頃感じていること
- これからのまちづくりについて
- 地域との関わりについて
- 市の取組について

#### ④回収結果

- 調査票発送数：1,000票
- 有効回収数：281票（紙回答：178票、Web回答：103票）
- 有効回収率：28.1%（紙回答：17.8%、Web回答：10.3%）

### (3) 子育て・定住に関する意識調査

#### ①調査目的

地方創生の鍵を握る「若い世代」の意識や意向、ニーズを把握することを目的に実施したもの。

#### ②調査方法

- 調査対象：市内在住の5歳児のこどもがいる全世帯（「市民意識調査」対象世帯を除く。）
- 対象者数：1,203人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和5年12月1日現在）から抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
- 調査期間：令和5年12月15日送付、令和6年1月15日締切

#### ③調査項目

- 子育てについて
- 朝霞市に居住した「きっかけ」および「理由」について
- 住宅の住み替えについて
- 地域とのつながりについて

#### ④回収結果

- 調査票発送数：1,203票
- 有効回収数：734票（紙回答：468票、Web回答：266票）
- 有効回収率：61.0%（紙回答：38.9%、Web回答：22.1%）

### (4) 転入・転出意識調査

#### ①調査目的

本市に長く住み続けていただくための施策検討に向けた基礎資料として、転入・転出者の属性と転入・転出の理由等を把握することを目的に実施したもの。

#### ②調査方法

- 調査対象：転入者（調査期間中に朝霞市に転入する世帯）  
転出者（調査期間中に朝霞市から転出する世帯）
- 対象者数：転入者・転出者それぞれ100世帯以上を想定
- 調査方法：総合窓口課の窓口で転入・転出手続を行う者に調査票を配布、  
郵送による回収、インターネットによる回答を併用  
【追加調査】総合窓口課の窓口で転入・転出手続を行う者に対し、直接聞き取り
- 調査期間：令和5年12月15日配布開始、令和6年1月15日締切  
【追加調査】令和6年4月10日～令和6年4月26日

#### ③調査項目

- 世帯構成とお住まいについて
- 転入（転出）の「きっかけ」および「理由」について

#### ④回収結果

##### 【転入者】

- 調査票配布数：142票
- 有効回収数：17票（紙回答：9票、Web回答：8票）
- 有効回収率：12.0%（紙回答：6.3%、Web回答：5.6%）
- 追加調査回収数：109票
- 回収数合計：126票

#### 【転出者】

- 調査票配布数 : 66票
- 有効回収数 : 9票 (紙回答: 8票、Web回答: 1票)
- 有効回収率 : 13.6% (紙回答: 12.1%、Web回答: 1.5%)
- 追加調査回収数: 68票
- 回収数合計 : 77票

### (5) 市民ワークショップ

#### ①開催目的

朝霞市のよいと思うところや改善が必要と思うところ、未来の朝霞市がどんなまちであったらよいかなど、まちづくりに関する市民の意向や朝霞市の将来像について、市民と意見交換を行い、計画策定に生かすために実施したものの。

#### ②開催概要

- 開催日時: 令和6年1月20日(土) 午後1時30分~午後5時
- 開催場所: 市民会館(ゆめぱれす) 高砂の間
- 参加者 : 朝霞市在住・在学・在勤等、市に関心のある方28人  
朝霞市職員16人(テーブルの進行役として参加)

#### ③開催方法

1グループ5人程度の9グループに分かれ、グループごとに、現在の朝霞市のよいと思うところ・改善が必要と思うところを出し合い、その後、朝霞市の将来像を話し合った。

#### ④開催結果

- よいところとして、都心に近く交通の便がよいこと、公園が多いこと、黒目川や朝霞の森などがあること、彩夏祭をはじめとしたイベントが多いことなどが多く挙げられた。
- 改善が必要なところとして、道幅が狭く歩きにくい、坂道の移動が困難、バス交通の見直し、公共施設の老朽化、自由な遊び場の不足、全国的認知度が低いことなどが挙げられた。
- 望ましい朝霞市の未来:《ひと》、《まち》、《にぎわい》のそれぞれについて、「多様な交流やコミュニティがある」、「緑が残り、自然と共存している」、「多様なイベントがあり、市民が主体的に関わっている」といった意見が出された。



## (6) 小中学生の意見聴取

### ①調査目的

まちづくりに対する市内小中学生の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

### ②調査方法

- 調査対象：市内小学校10校の5年生および市内中学校5校の2年生
- 対象者数：2,385人（令和6年1月時点）
- 調査方法：GIGAタブレットを通じたアンケートの配信・回収
- 調査期間：令和6年1月15日配布、令和6年1月22日締切

### ③調査項目

- 朝霞市の好きなところ、もっとこうなって欲しいと思うところ
- 大人になったあなたは、朝霞市でどんなふうに過ごしたいか

### ④回収結果

- 調査票配布数：2,385票
- 有効回収数：1,381票
- 有効回収率：57.9%

## (7) 小中学生アンケート

### ①調査目的

まちづくりに対する小中学生の意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したもの。

### ②調査方法

- 調査対象：朝霞市民まつり「彩夏祭」会場に訪れた小学生・中学生
- 回答者数：328人（小学生189人、中学生139人）  
（市内在住者291人、市外在住者37人）
- 調査方法：選択肢へのシール貼り方式
- 調査期間：令和6年8月3日（土）・令和6年8月4日（日）

### ③調査項目

- 市内在住者「朝霞を将来どんなまちにしたいですか？」
- 市外在住者「こんな朝霞だったら行ってみたい！住んでみたい！」

### ④調査結果

- おおむね、「災害や犯罪、交通事故が少なく、安全に暮らせるまち」が最も多く、「彩夏祭など、朝霞と言ったらコレ！と言えるものがたくさんあるまち」、「芸術・文化・スポーツなどを楽しめるまち」が続くという傾向となった。

## (8) 高校生サロン（高校生ワークショップ）

### ①開催目的

市内に所在する高等学校（朝霞高校および朝霞西高校）の生徒に対し、未来の自分と朝霞市の望ましい姿を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施したものの。

### ②開催概要

- 開催日程：令和6年7月4日（朝霞高校）・令和6年7月17日（朝霞西高校）
- 参加者：42人（朝霞高校：12人、朝霞西高校：30人）

### ③開催方法

都市計画マスタープラン策定に向けた「あさかまちづくりサロン」の一環として「高校生サロン」を開催し、未来の朝霞市の望ましい姿（キーワード）をワークショップ形式で話し合った。

### ④開催結果

- 私たちの理想のまち：自分らしさ、満たされる、働きやすい、余裕のある暮らし、幸せあふれる、といった『望ましい暮らしのあり方を実現するまち』や、いのちが宿る、自然と人と共に、自然に優しい、発展、進化、安心、ロマンチック、持続可能な、といった『未来の朝霞市のあり方そのもの』について話し合われた。
- キーワードとしては、家族や友人との関係、QOL、自然、便利さ、彩夏祭などの市民文化、安全、共に生きる、にぎやかさ、といった多彩な語句が挙げられた。



## (9) 大学生アンケート

### ①調査目的

市内に所在する大学の学生に対し朝霞市の印象や魅力、改善点等を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施したものの。

### ②調査方法

- 調査対象：東洋大学 大学生および大学院生
- 対象者数：44人
- 調査方法：大学を通じた調査票の配布・回収
- 調査期間：令和6年6月17日

## ③調査項目

- 回答者ご自身について
- 朝霞市の印象や魅力等について
- 情報の入手と発信について
- 朝霞市への移住・定住について

## ④回収結果

- 調査票配布数：44票
- 有効回収数：30票
- 有効回収率：68.2%

## (10) 分野別市民懇談会

## 【第1回】

## ①開催目的

本計画の策定にあたり、市の現状や課題などについて幅広く市民の意見を聴取するために実施したものの。

## ②開催概要

- 開催日程：令和6年2月17日（土）
  - 第1回 午前10時30分～正午（市民環境分野）
  - 第2回 午後0時30分～午後2時（都市建設分野）
- 令和6年2月18日（日）
  - 第3回 午前10時30分～正午（教育分野）
  - 第4回 午後0時30分～午後2時（健康福祉分野）
  - 第5回 午後2時30分～午後4時（総務分野）
- 開催場所：中央公民館・コミュニティセンター 第1、第2集会室
- 参加者：64人（各回合計）

## ③開催方法

各分野について部会の職員から説明後、グループに分かれてその分野における朝霞市のいいところ、改善が必要と思うところ、現状について意見交換を行った。その内容を基に、目指すべき姿について話し合い、グループごとに発表した。

## 【第2回】

## ①開催目的

本計画の策定にあたり、前期基本計画（素案）に対する市民の意見を聴取するために実施したものの。

## ②開催概要

- 開催日程：令和7年2月1日（土）
  - 第1回 午前10時30分～正午（都市建設分野）
  - 第2回 午後1時30分～午後3時（教育分野）
  - 第3回 午後3時30分～午後5時（市民環境分野）
- 令和7年2月2日（日）
  - 第4回 午前10時30分～正午（健康福祉分野）
  - 第5回 午後1時30分～午後3時（総務分野）

- 開催場所：中央公民館・コミュニティセンター 展示ギャラリー（第1回～第3回）  
中央公民館・コミュニティセンター 第1、第2集会室（第4回、第5回）
- 参加者：75人（各回合計）

### ③開催方法

基本構想（素案）の内容および各分野の基本計画（素案）の内容等について職員から説明後、グループに分かれて基本計画（素案）に対する意見交換を行った。その内容を基に、グループごとに発表を行った。

## （11）市民意見交換会

### 【第1回】

#### ①開催目的

本計画の基本構想骨子および基本計画骨子に対する市民の意見を幅広く聴取するために開催したものの。

#### ②開催概要

- 開催日程等：令和6年12月13日（金）午後5時～午後7時  
産業文化センター ギャラリー  
令和6年12月14日（土）午前10時～正午  
朝霞市立図書館 展示・集会室
- 参加者：68人（各回合計）

#### ③開催方法

自由に説明パネルを見ていただき、市の職員が参加者の質問に回答したり、意見を伺ったりするオープンハウス形式で行った。

#### ④開催結果

参加者から、延べ87件のご意見を頂いた。

### 【第2回】

#### ①開催目的

本計画（素案）に対する市民の意見を幅広く聴取するために開催したものの。

#### ②開催概要

- 開催日程等：令和7年6月25日（水）午後5時～午後7時  
中央公民館・コミュニティセンター 展示ギャラリー  
令和7年6月29日（日）午前10時～正午  
産業文化センター ギャラリー
- 参加者：54人（各回合計）

#### ③開催方法

自由に説明パネルを見ていただき、市の職員が参加者の質問に回答したり、意見を伺ったりするオープンハウス形式で行った。

#### ④開催結果

参加者から、延べ53件のご意見を頂いた。

## (12) 市民団体、事業者等との意見交換

### ①開催目的

計画策定を進めていく上での参考とするため、将来に向けて市が取り組むべきことやまちづくりの課題等について意見交換することを目的として開催したものを。

### ②開催概要

- 実施期間：令和5年7月19日～令和7年3月31日
- 参加者：1,071人（合計）

### ③開催方法

各分野で活動する市内の事業者や団体等に対し、部会ごとに、次のとおり意見交換をした。

部会	報告担当課	実施日	市民団体、事業者等	人数
総務	シティ・プロモーション課	令和6年7月26日	朝霞市民プロモーションミーティングメンバー	10人
		令和7年1月31日	朝霞市シティ・プロモーション委員会	5人
	人権庶務課	令和6年6月19日	朝霞市男女平等推進情報そよかぜ企画・編集協力員 朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員	4人
		令和6年6月28日	あさか女と男セミナー企画・運営協力員 朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員	3人
		令和6年8月3日	朝霞市人権擁護委員	4人
市民環境	地域づくり支援課	令和6年2月9日	朝霞市コミュニティ協議会常任理事会	11人
	産業振興課	令和6年6月5日	朝霞市産業振興基本計画推進委員会	7人
		令和6年7月17日	ハローワーク朝霞	2人
		令和6年7月18日	朝霞市商工会	2人
		令和6年11月11日	地域計画協議の場参加者	21人
	環境推進課	令和6年2月6日	あさか環境市民会議	10人
	資源リサイクル課	令和6年2月4日	あさか産業フェア来場者	20人
		令和6年4月26日	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会	6人
		令和6年5月29日	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	7人
		令和6年11月13日	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	9人
令和7年2月19日		朝霞市廃棄物減量等推進審議会	10人	
健康福祉	福祉相談課	令和5年11月21日	朝霞市社会保障をよくする会	10人
		令和6年8月8日	朝霞市北部地区民生委員児童委員協議会	20人
		令和6年11月8日～ 令和6年11月29日	専門職・団体アンケート	210人
		令和6年11月26日 ～令和6年12月7日 のうち6日間	地域懇談会	106人
		令和7年1月29日	福祉関係団体グループヒアリング	14人
		令和7年3月14日	朝霞市地域福祉計画推進委員会	10人
	障害福祉課	令和7年1月27日	朝霞市障害者プラン推進委員会	13人
	長寿はつらつ課	令和7年1月30日	朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	14人

部会	報告担当課	実施日	市民団体、事業者等	人数
(続) 健康福祉	こども未来課	令和5年12月22日 ～令和6年1月27日 のうち6日間	こどもミーティング	88人
		令和6年1月13日～ 令和6年2月20日の うち4日間	保護者ヒアリング	26人
		令和6年4月22日	高校生ヒアリング	21人
		令和6年4月22日	放課後児童クラブ	7人
		令和6年4月25日	中学生ヒアリング	10人
		令和6年5月28日	朝霞・志木・新座・和光こどもの居場所ネット	6人
		令和7年2月7日	児童館運営協議会	7人
		令和7年2月7日	児童館連絡調整会議	8人
		令和7年2月14日	朝霞市子ども・子育て会議	16人
	令和7年3月13日	朝霞市青少年育成市民会議事業部会	5人	
	保育課	令和5年7月19日	自治体要請キャラバン	14人
	健康づくり課	令和6年7月29日	朝霞市健康づくり推進協議会	10人
	保険年金課	令和5年11月14日	全日本年金者組合朝霞支部との懇談会	23人
		令和6年11月13日	全日本年金者組合朝霞支部との懇談会	15人
	都市建設	危機管理室	令和7年2月6日	朝霞市防災会議8号及び9号委員の団体
まちづくり推進課		令和6年5月17日	朝霞市地域公共交通協議会	35人
		令和6年6月22日	あさかまちづくりサロン(暮らし)参加者	16人
		令和6年7月11日	あさかまちづくりサロン(北朝霞・朝霞台駅周辺)参加者	16人
		令和6年7月18日	あさかまちづくりサロン(朝霞駅周辺)参加者	12人
開発建築課		令和5年9月29日	市内分譲マンションの区分所有者	20人
		令和6年2月15日	住宅確保要配慮者への居住支援に関する意見交換会	6人
みどり公園課		令和6年5月28日	朝霞市緑化推進会議	14人
		令和7年3月13日	朝霞市緑化推進会議	12人
道路整備課		令和6年5月12日	下内間木町内会との意見交換会	15人
		令和6年5月19日	上内間木町内会との意見交換会	6人
		令和6年5月21日	朝霞市災害応急復旧協力事業者会議	9人
上下水道総務課		令和6年6月3日	朝霞市上下水道審議会	11人
教育	生涯学習・スポーツ課	令和7年2月26日	朝霞市社会教育委員会議	12人
		令和7年3月21日	朝霞市スポーツ推進委員会議	19人
	文化財課	令和7年2月28日	朝霞市博物館協議会	8人
	中央公民館	令和6年5月19日	中央公民館利用団体連絡協議会	50人
	図書館	令和6年7月13日	ライブラリーミーティング参加者	4人
		令和6年7月31日	朝霞市立図書館協議会	6人
令和7年2月12日		朝霞市立図書館協議会	6人	

### (13) 市民コメント

#### ①実施目的

本計画（素案）について周知するとともに意見を聴き、計画づくりを進めていく上で意見を反映するために実施したものを。

#### ②実施概要

- 募集期間 令和7年6月5日（木）から7月4日（金）まで
- 意見提出方法 郵送、F a x、電子メールまたは直接持参のいずれか

#### ③実施結果

意見 全79件（意見提出者15人）

### 【参考】市民参画に係る取組の結果反映箇所

取組	目指すべき方向性	後期基本計画の総括	基本構想	基本計画
(1) 市民意識調査	○	○	○	○
(2) 青少年アンケート	○	○	○	○
(3) 子育て・定住に関する意識調査	○	○	○	○
(4) 転入・転出意識調査	○		○	
(5) 市民ワークショップ	○		○	○
(6) 小中学生の意見聴取	○		○	○
(7) 小中学生アンケート			○	○
(8) 高校生サロン（高校生ワークショップ）	○		○	○
(9) 大学生アンケート	○		○	○
(10) 分野別市民懇談会			○	○
(11) 市民意見交換会			○	○
(12) 市民団体、事業者等との意見交換		○		○
(13) 市民コメント			○	○

○市民意見が活用された箇所

## 6 基本方向と施策の関係

基本方向						
安全に、安心して暮らせるまち						
政策づくりにあたって重視すべき事項						
1		2				
災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らし続けられるまちに向けて		子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていけるまちに向けて				
1	2	1	2	3	4	5
災害発生時に迅速な対応が可能な防災体制の確立	地域における防災・防犯意識の醸成	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現	こどもの利益を考えた子育て・子育ての支援	健康づくりへの意識向上	長寿なまちづくり 市民ニーズを踏まえた保健サービス等による健康	国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの制度の適正な運営
章・大柱・中柱・施策名						
1 1 1	災害対策の推進	●	●			
1 1 2	地域防災力の強化	●	●			
1 1 3	消防体制の充実	●				
1 1 4	防犯のまちづくりの推進		●			
2 1 1	地域共生社会の構築		●			
2 1 2	誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現		●			
2 1 3	誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実		●			
2 1 4	誰もが安心して生活ができる支援の充実	●	●			
2 2 1	こども・若者が健やかに育つための支援			●		
2 2 2	こども・若者が夢を思い描くための支援			●		
2 2 3	子育て家庭を支えるための環境整備		●	●		
2 2 4	幼児期等の教育と保育の充実			●		
2 3 1	健康づくりの支援			●	●	
2 3 2	健康危機管理・地域医療の充実			●	●	
2 3 3	保険事業等の適正な運営					●
3 1 1	持続可能な社会の創り手の育成			●	●	
3 1 2	確かな学力と自立する力の育成					
3 1 3	多様なニーズに対応した教育の推進		●			
3 1 4	質の高い学校教育を推進するための環境の充実		●			
3 1 5	学校施設の適切な維持・管理					
3 1 6	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上					
3 2 1	生涯にわたる学びの推進					
3 2 2	学びを支える環境の充実					
3 3 1	スポーツ・レクリエーション活動の推進				●	
3 3 2	利用しやすい施設の提供					
3 4 1	歴史や伝統の保護・活用					
3 4 2	芸術文化の振興					
3 4 3	地域文化によるまちづくり					
4 1 1	住みよい環境づくりの推進					
4 1 2	低炭素・循環型社会の推進					
4 1 3	環境教育・環境学習の推進					
4 2 1	ごみの減量・リサイクルの推進					
4 2 2	ごみ処理体制の充実					
4 3 1	消費者の自立支援の充実		●			
4 3 2	安心できる葬祭の場の提供					
4 4 1	コミュニティ活動の推進	●	●			
4 4 2	活動施設の充実					
4 4 3	市民活動への支援					
4 4 4	市民活動環境の充実					



基本方向						
安全に、安心して暮らせるまち						
政策づくりにあたって重視すべき事項						
1		2				
災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていけるまちに向けて		子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていけるまちに向けて				

1	2	1	2	3	4	5
災害発生時に迅速な対応が可能な防災体制の確立	地域における防災・防犯意識の醸成	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現	こどもの利益を考えた子育て・子育ての支援	健康づくりへの意識向上	長寿なまちづくり	国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの制度の適正な運営

章・大柱・中柱・施策名						
5 1 1	利便性の高いまちづくり					
5 1 2	特性に応じたまちづくり					
5 1 3	人中心の歩きたくなるまちづくり					
5 2 1	やさしさに配慮した道づくり	●	●			
5 2 2	良好な交通環境づくり					
5 3 1	まちの骨格となる緑づくり					
5 3 2	うるおいのある生活環境づくり					
5 3 3	まちの魅力を生み出す景観づくり					
5 4 1	安心で快適な住環境の整備					
5 4 2	安定した住生活の確保・支援		●			
5 5 1	上水道の整備・充実	●				
5 5 2	公共下水道の整備	●				
5 6 1	魅力ある商業機能の形成					
5 6 2	中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化					
5 6 3	企業誘致の推進					
5 6 4	都市農業の振興					
5 7 1	産業育成のための連携強化					
5 7 2	起業・創業の支援					
5 8 1	勤労者支援の充実					
5 8 2	雇用の促進					
6 1 1	人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援		●			
6 1 2	男女共同参画・性の多様性		●			
6 1 3	多文化共生		●			
6 2 1	市民参画と協働の推進					
6 2 2	情報提供の充実と市民ニーズの把握					
6 3 1	総合計画の推進					
6 3 2	公平・適正な負担による財政基盤の強化					
6 3 3	公共施設の効果的・効率的な管理・運営					
6 3 4	デジタル化の推進					
6 3 5	機能的な組織づくりと人材育成の充実					
6 3 6	シティ・プロモーションの展開					



## 7 SDGsと施策の関係

	SDGs 17の目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
章・大柱・中柱・施策名																	
1 1 1 災害対策の推進											●						
1 1 2 地域防災力の強化											●						
1 1 3 消防体制の充実											●						
1 1 4 防犯のまちづくりの推進											●						
2 1 1 地域共生社会の構築	●		●								●						
2 1 2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	●		●								●						
2 1 3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	●		●								●						
2 1 4 誰もが安心して生活ができる支援の充実			●								●						
2 2 1 こども・若者が健やかに育つための支援	●		●							●						●	
2 2 2 こども・若者が夢を想い描くための支援	●	●	●	●							●						●
2 2 3 子育て家庭を支えるための環境整備	●		●								●						
2 2 4 幼児期等の教育と保育の充実	●		●	●												●	
2 3 1 健康づくりの支援			●														
2 3 2 健康危機管理・地域医療の充実			●								●						
2 3 3 保険事業等の適正な運営	●		●								●						
3 1 1 持続可能な社会の創り手の育成			●	●						●							
3 1 2 確かな学力と自立する力の育成			●	●				●	●								
3 1 3 多様なニーズに対応した教育の推進			●	●						●							
3 1 4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実			●	●													
3 1 5 学校施設の適切な維持・管理			●	●							●	●					
3 1 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上			●	●							●						
3 2 1 生涯にわたる学びの推進			●	●							●						●
3 2 2 学びを支える環境の充実			●	●				●			●						
3 3 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進			●	●						●	●	●					●
3 3 2 利用しやすい施設の提供			●	●						●	●	●					●
3 4 1 歴史や伝統の保護・活用			●	●							●						
3 4 2 芸術文化の振興			●	●							●						
3 4 3 地域文化によるまちづくり			●	●							●						
4 1 1 住みよい環境づくりの推進			●			●					●			●	●		●
4 1 2 低炭素・循環型社会の推進		●					●	●			●	●	●				●
4 1 3 環境教育・環境学習の推進			●								●				●		●
4 2 1 ごみの減量・リサイクルの推進											●	●					
4 2 2 ごみ処理体制の充実											●	●					
4 3 1 消費者の自立支援の充実												●					
4 3 2 安心できる葬祭の場の提供											●						

章・大柱・中柱・施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
4 4 1											●						
4 4 2											●						
4 4 3																	●
4 4 4																	●
5 1 1											●				●		●
5 1 2											●						●
5 1 3															●		●
5 2 1											●						●
5 2 2											●						●
5 3 1											●				●		●
5 3 2											●				●		●
5 3 3											●				●		●
5 4 1											●						
5 4 2										●	●						
5 5 1						●								●			
5 5 2						●								●			
5 6 1								●	●								
5 6 2								●	●								
5 6 3								●	●								
5 6 4								●	●								
5 7 1								●	●						●		
5 7 2								●	●								
5 8 1								●									
5 8 2								●									
6 1 1			●	●	●					●						●	●
6 1 2	●		●		●			●		●						●	
6 1 3				●						●							
6 2 1				●							●						●
6 2 2																	●
6 3 1											●						●
6 3 2											●						●
6 3 3											●	●					●
6 3 4											●						●
6 3 5					●			●								●	●
6 3 6																	●

## 8 成果指標一覧

※成果指標は、施策の進捗状況を見るためのさまざまな目標値の一つであり、この指標の達成が事業の最終目標ではありません。

第1章 災害対策・防犯					
大柱1 災害対策・防犯					
中柱		指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1)	災害対策の推進	防災施策に対する市民の満足度 (%)	市政モニターアンケートの地域防災計画の推進に関する設問で「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合	市政モニターアンケートでは地域防災計画の推進に対する満足度(4段階評価)について評価をしているため、これらの満足度が防災施策に対する評価と捉え、指標とした。	過去5年の満足度の平均を基準値(36.26%)にし、過去5年の平均上昇率(1.35%)の平均を足した数値を目標値とした。
(2)	地域防災力の強化	自主防災組織の結成率 (%)	自治会・町内会等に対する自主防災組織の結成率	地域での自助・共助の意識が醸成され、防災意識の高揚を図る目安になると考え、指標とした。	現在の結成率に、過去5年の平均上昇率(1.675%)を足した数値を目標値とした。
(3)	消防体制の充実	消防団の充足率 (%)	消防団員定数(138人)に対する充足率	消防団員の充足が消防体制の充実の成果と捉え、指標とした。	朝霞市消防団条例で定められている、消防団員定数の138人を目標値とした。
(4)	防犯のまちづくりの推進	市内における人口1,000人当たりの刑法犯認知件数(件)	埼玉県警本部が公表した、市内で発生した犯罪の認知件数	市内で発生する犯罪件数の増減が防犯施策に対する成果と捉え、指標とした。	刑法犯認知件数が少なかった、令和2、3年の近隣4市の平均値を目標値とした。
第2章 福祉・子ども・健康					
大柱1 地域共生社会の推進					
中柱		指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1)	地域共生社会の構築	地域福祉活動への参加団体数(団体)	地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体数および住民主体の通いの場の活動団体数	地域住民同士の交流や、社会参加の場となる「地域福祉活動団体」が増えることが、地域共生社会が目指す、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会につながる成果と捉え、指標に設定した。	各団体数の直近(令和5年度→令和6年度)増加率(約5%)から、令和7年度以降、同様の5%増加を見込んだ積算とした。
(2)	誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	高齢者・障害者の虐待通報件数(件)	権利擁護と尊厳の確保の取組により、高齢者・障害者に対する虐待が広く認知されたことで、担当課が通報を受けた件数	通報に至る件数が少ない高齢者・障害者に対する虐待について、施策により広く認識された結果として虐待通報件数が増加することを成果と捉え、指標に設定した。	長寿はつらつ課・障害福祉課で受けた虐待通報件数の令和5年度実績値から毎年5%ずつの増加を見込み、目標値として設定した。
(3)	誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	新規就労者数(生活保護受給者+障害者+シルバー入会者)(人)	高齢者・障害者・生活困窮者のそれぞれの人々が、さまざまな形で新規就労につながった人数	個々の状況や希望に合った就労につながることで、地域で暮らし続けるために必要な経済的自立の指標になると判断したため。	・生活保護受給者(令和3年度～令和5年度の平均増加数をもとに毎年の増加数を積算) ・障害者(令和5年度各種就労実績の前年比5%増で積算) ・シルバー入会者(令和5年度前実績減少のため、令和6年度以降前年比1%増で見込んだ)
(4)	誰もが安心して生活ができる支援の充実	見守りサービス利用者数(高齢者+障害者+その他)(人)	市が実施する各種見守りサービスの利用者数の累計	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯および障害者が、市が実施する各種見守りサービスの利用をすることで、住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活が送れることにつながるから各種見守りサービスの利用者数の累計を指標とした。	令和6年度は、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の平均値で算出。令和7年度以降は、新たな見守りサービスが追加されることから、各年度へ平均値+10人を見込み目標値として設定した。

(続)第2章 福祉・こども・健康

大柱2 こども・若者応援、子育て支援

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) こども・若者が健やかに育つための支援	要保護児童対策地域協議会個別支援会議で協議した人数(人)	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童などの適切な保護または支援を図り、関係機関による情報共有や支援方針等を検討する会議において協議した人数	全国的にも児童虐待は高止まりの傾向であり朝霞市も一定数の支援が必要な家庭があることから、関係部署による個別支援会議をきめ細かく行うことにより虐待を未然に防ぐ効果があるため指標とした。本数値が多いほど支援の手が入っている指標となる。	過去5年間の個別支援会議で協議した人数の平均値として計上した。
(2) こども・若者が夢を思い描くための支援	こどもの居場所づくりを推進する団体数(団体)	青少年健全育成団体や学習支援団体、こども食堂・フードパントリー等、朝霞市こども計画に基づきながらこどもの居場所づくりを推進した団体数	青少年健全育成事業に加え、こどもの居場所づくりに関する指針により、こども食堂やフードパントリー、学習支援やこども・若者の居場所を確保していくことが求められているため指標とした。本数値が多ければ地域での見守り体制が確立されている指標となる。	1年度に1団体ずつ、市と連携を図りながら居場所づくりの施策を進められる団体が増えることを希望して目標値に計上した。
(3) 子育て家庭を支えるための環境整備	①養育支援訪問事業(件)	虐待予防の観点から、育児不安・負担感により養育支援が必要な家庭に対し保健師・助産師等を派遣した件数	全国的にも児童虐待は高止まりの傾向であり朝霞市も一定数の支援が必要な家庭があることから、保健師や助産師、ヘルパー等の派遣を決定することでこどもの養育のしづらさ等を解消するため指標とした。本数値が多いほど支援の手が入っている指標となる。	現状では支援を受け入れない家庭もあり実績も伸びていない中、R7よりこども家庭センターの開所により、サポートプランを活用した支援を行うにあたり、積極的に事業展開していくための数値として計上した。
	②子育て世帯訪問支援事業の利用件数(件)	虐待予防の観点から、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭に対しヘルパー等を派遣した件数		
(4) 幼児期等の教育と保育の充実	保育園待機児童数(人)	保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込がされているが、利用できない人数	待機児童が解消されることにより、保護者の希望に沿った保育が図られているための指標とした。	待機児童の解消を目指すため。

大柱3 保健・医療

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 健康づくりの支援	健康寿命(年)	65歳の人が、健康で自立した生活を送ることができる状態から要介護2以上になるまでの期間	あさか健康プラン21(第3次)の基本目標の指標であり、保健・医療の推進状況を測る上で代表的な値として設定した。	基準年(令和3年/2021年)の値に、基準年を含む過去10年の伸び率の平均(1年あたり男性0.14年、女性0.09年)を積み上げて積算
(2) 健康危機管理・地域医療の充実	予防接種率(A類)(%)	感染力や重篤性の大きさから発生および蔓延予防に比重を置いたA類疾病に対する予防接種の接種率	予防接種は感染症の発生および蔓延を防止する役割を果たしており、接種率は全体の接種状況を知る上で重要な指標となるため。	A類予防接種の対象者数に対する接種者数の割合
(3) 保険事業等の適正な運営	市レセプト点検による過誤調整の効果額(円)	医療機関等から送付される朝霞市国民健康保険の診療報酬明細書(レセプト)の内容点検により、請求の誤りを指摘・適正化した金額	診療内容や資格情報を点検することで、誤った請求に対する支払を防ぐことができ、医療費の適正化に資することができる指標であると考えられるため。	(令和3年度～令和5年度までの3か年平均:11,703千円)×(令和4年度・令和5年度比:約70%)÷800千円 ※令和5年度実績:8,760千円

第3章 教育・文化					
大柱1 学校教育					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	持続可能な社会の創り手の育成	埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査における「将来の夢や目標をもっていますか。」の回答状況(%)	将来の夢や目標を「もっている」または「どちらかといえばもっている」と回答した児童・生徒の割合	国や県の教育振興基本計画では、「夢や目標をもち、未来を切り拓く力を子どもたちに育むこと」を掲げている。朝霞市の教育を推進することが、将来の夢や目標を描ける子どもたちが増えることにつながると思え、この指標を設定した。	朝霞市の教育を推進し、すべての子どもたちが夢や目標を持てることを目指して、目標値を設定した。
(2)	確かな学力と自立する力の育成	埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」達成状況(教科)	埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」が県平均を上回った教科数(小5・6、中1・2:国語・算数および数学、中3:国語・数学・英語) ※11教科中の達成数	県の学力調査は子どもたち一人一人の「学力の伸び」について経年変化を追っている。そのデータを活用することにより、学力を伸ばせたかどうかを見るため、指標とした。	小5・6、中1・2は国語、算数(数学)、中3は国語、数学、英語の計11科目において、すべてに伸びが見られるよう、全教科数を設定した。
(3)	多様なニーズに対応した教育の推進	学校に行きづらい児童生徒へのICT支援実施率(%)	学校に行きづらい児童生徒にAIドリル等を通して教育を継続するなどICT支援を実施した割合	県の第4期教育振興基本計画の施策に「一人一人の状況に応じた支援」がある。さまざまな事情により学校に来られない子どもたちにICTを活用した学習支援がどの程度できているかを評価するため、指標とした。	令和6年度は40%であった。令和6年度から開始したAIオンラインドリルの活用を今後さらに進めるほか、オンラインによる双方向の学びなどを充実させていくことを見据え、目標値を90%とした。
(4)	質の高い学校教育を推進するための環境の充実	教育委員会アンケート(子ども対象)において「学校はICTを活用した教育を推進している」の回答状況(%)	学校のICTを活用した教育の推進について「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した児童・生徒の割合	子どもたちが主体的・対話的で深い学びを進めるにあたって、いかにICTを活用するかが重要となっている。子どもたち自身が学校での活用についてどのように感じているかを把握するため、指標とした。	校務支援システムやAIオンラインドリルなど、学校のDX化が進み始めている。今後、すべての教師がそれらを効果的に活用できる力を育成していくため、目標値を90%以上とした。
(5)	学校施設の適切な維持・管理	学校施設長寿命化計画の進捗率(%)	学校施設長寿命化計画に基づく進捗率	安全・安心かつ快適な教育活動を目指し、学校施設を計画的に改修・改築等を実施する必要があり、その進捗を把握するため、指標とした。	学校施設長寿命化計画の計画期間である40年を100%として、毎年の進捗率を成果指標とした。
(6)	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	学校評価における地域連携に係る項目の回答状況(%)	学校関係者評価(4段階)のうち、地域連携に係る項目(2項目)においてA(当てはまる)と回答された割合	学校・家庭・地域が連携、協働し、地域全体の教育力を向上させていくことが重要である。地域に根ざした学校運営協議会委員等から評価をいただくことにより、その進捗が把握できるものと思え、本指標を設定した。	令和5年度は22/30(73.3%)がA評価であった。地域全体の教育力向上の結果として80%のA評価獲得(24/30)を達成すべく目標を設定した。
大柱2 生涯学習					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	生涯にわたる学びの推進	事業参加者満足度(%)	生涯学習各種事業における満足度	事業内容がニーズに合ったものとなっているかを把握するため。	満足度の高い事業となるよう内容の充実に努めているため、95%とした。
(2)	学びを支える環境の充実	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数(人)	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数	実施事業の成果を具体的な数値で把握するため参加者数を指標として設定した。	現状値を基にデジタル化による事業などの参加者数などを見込み5,000人増とした。

(続)第3章 教育・文化

大柱3 スポーツ・レクリエーション

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1)	スポーツ・レクリエーション活動の推進	週1回以上スポーツを行っている人の割合(%) ※「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動などを含む	従前より「誰もがいつでもどこでも楽しめる 生涯スポーツ社会の実現」を基本理念としてスポーツ推進計画を策定し、スポーツの推進に取り組んできており、本指標により市におけるスポーツの普及状況を判断することができると思えたため。	第2期朝霞市スポーツ推進計画において、「20歳以上の市民のうち60%が週1回以上スポーツを行うこと」を目標としているため、当該数値を成果指標とした。
(2)	利用しやすい施設の提供	スポーツ施設(14施設)の利用率(%)	施設に対する利用者からの評価は、利用状況に反映されるものと考えており、利用しやすい(快適に利用できる)施設の利用率が高くなると考えたため。	第5次総合計画後期計画期間において、利用率が約0.9%上昇したことから、今後のスポーツ施設の改修計画等を踏まえ、第5期総合計画後期計画における目標値である6.2%に対し1%の増を見込み、6.3%とした。

大柱4 地域文化

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1)	歴史や伝統の保護・活用	文化財課が行う事業に対する満足度(%)	博物館・旧高橋家住宅で行う展示・事業に対する満足度	これまで実施しているアンケートの状況を参考にした。
(2)	芸術文化の振興	文化祭入場者数(人)	朝霞市文化祭への入場者数	コロナが5類に移行後、入場者数は8,000人から9,000人弱で推移していることから、10%の増を見込み、9,500人とした。
(3)	地域文化によるまちづくり	朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数(人)	朝霞市民まつり「彩夏祭」への来場者数	地元で実施している地域イベントの来場者数を指標とすることで、認知度を把握する目安となる。

第4章 環境・市民生活・コミュニティ

大柱1 環境

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1)	住み良い環境づくりの推進	典型7公害苦情を受け付け、指導・要請した結果、是正された件数(件)	環境基本法で定義されている、騒音・振動・悪臭などの典型7公害に対する苦情に対して、指導や要請を行った結果、是正された件数	法律で定義されている典型7公害(騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下)の苦情に関する是正がなされることで、生活環境の改善の一助となるため、指標とした。
(2)	低炭素・循環型社会の推進	温室効果ガス排出量の削減率(%)	市域から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量の削減率(H25年度比)	低地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減率の進捗が、炭素・循環型社会の推進の指針となるため、指標とした。
(3)	環境教育・環境学習の推進	環境美化ポスターの応募者数(人)	市内の小学生(3、6年生)を対象に、環境美化をテーマに募集しているポスターの応募者数	小学生による環境ポスターの応募によって、環境教育・学習の推進や、ポスターを利用した啓発などの環境美化推進につながるため、指標とした。

(続)第4章 環境・市民生活・コミュニティ					
大柱2 ごみ処理					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	ごみの減量・リサイクルの推進	市民一人当たりごみ排出量(g/日)	生活系ごみ(家庭ごみ)の市民一人当たりの排出量(g/日)	ごみの減量化を測る指標として、市民一人当たりの排出量が、最も適しているため。	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画での目標値
(2)	ごみ処理体制の充実	ごみ焼却処理施設の稼働率(%)	ごみ焼却処理施設が完全停止ではない日の割合(%)	ごみ焼却処理施設が適切に維持管理された状況を、施設稼働率で確認するため。	令和元年度～令和5年度平均の98.0%から3%までの誤差を許容する95%以上を目標値とした。
大柱3 消費生活・葬祭					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	消費者の自立支援の充実	消費生活相談件数(件)	消費生活に関する年間の相談件数	相談件数を指標とすることで、消費生活相談の認知度を把握する目安になると考え、指標とした。	第5次総合計画後期基本計画の目標値は、実績と相談可能な枠と大きくかけ離れているため、実績に基づき相談受入が可能な上限を目標値とした。
(2)	安心できる葬祭の場の提供	斎場利用率(%)	斎場の利用可能枠に対する利用率	斎場利用率を指標とすることで、利用ニーズを把握する目安になると考え指標とした。	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率が低下する前の令和元年度の利用率の数値を目標値とした。
大柱4 コミュニティ・市民活動					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	コミュニティ活動の推進	自治会・町内会加入率(%)	自治会・町内会の加入率	自治会・町内会は、地域コミュニティの核となっており、防災や防犯の面での役割が再認識されていることから、自治会・町内会の加入率を指標とした。	自治会・町内会の加入率について、令和8年度の目標値を36.0%と設定し、毎年1.0%上昇させる目標とした。
(2)	活動施設の充実	市民センター利用率(%)	市民センターの利用可能枠に対する利用率	地域活動の拠点となる市民センターの利用率を指標とすることで、利用ニーズを把握する目安になると考え指標とした。	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率が低下する前の利用率の高い平成30年度の数値を目標値とし、各年微増させる目標値とした。
(3)	市民活動への支援	NPO法人数(法人)	市内のNPO法人数	市内のNPO法人数を指標とすることで、市民活動の広がりを図る目安になると考え、指標とした。	第5次総合計画後期基本計画では1年間に2団体ずつ増加することを見込んでいたが、実績とかけ離れてしまった。そのため、本計画では、1年間に1団体増の目標値とした。
(4)	市民活動環境の充実	団体の施設利用回数(団体)	施設や備品などを利用した延べ団体数	市民活動団体等が利用しやすい施設を目指していることから、団体の施設利用回数を指標とした。	第5次総合計画後期基本計画では1年間に10回ずつ増加することを見込んでいたが、実績とかけ離れてしまった。そのため、本計画では、1年間に5回増の目標値とした。

第5章 都市基盤・産業振興

大柱1 土地利用

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1) 利便性の高いまちづくり	市内人口に占める居住誘導区域内の人口割合 (%)	市内人口に占める居住誘導区域内の人口割合	鉄道駅に近く、都市機能が一定程度充実しているとともに、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い居住誘導区域に、緩やかに人口を誘導することにより、将来にわたって持続可能な、利便性の高いまちづくりの推進の目安になると考え、指標とした。	人口の見通しの数値を基に、増加する人口を居住誘導区域内に誘導するとともに、居住誘導区域外から居住誘導区域への緩やかな誘導を想定し、目標値として設定した。
(2) 特性に応じたまちづくり	あずま南地区土地区画整理事業整備進捗率 (%)	あずま南地区土地区画整理組合による土地区画整理事業の事業費ベースにおける進捗率	面的整備の代表的な手法である土地区画整理事業と、住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画を併用し、現在、施行中である、あずま南地区土地区画整理事業が順調に進捗することにより、住みたい、住み続けたいと感じる、地域の特性に応じたまちづくりの推進の目安になると考え、指標とした。	施行期間が令和12年3月31日までであるため、目標値は100%と設定した。
(3) 人中心の歩きたくなるまちづくり	朝霞駅南口駅前通りの歩行者交通量(人/時間)	休日午後に朝霞駅南口駅前通りを歩行する人数	歩行者交通量は、駅周辺を中心に歩きたくなる空間づくりが進んだことにより、まちなかに歩行者が増え、回遊性が高まったことの目安になると考え、指標に設定した。	立地適正化計画において同様の指標を掲げており、令和27年を目標年度としている。毎年均等に歩行者量が増えたとした場合の数値を設定した。

大柱2 道路交通

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1) やさしさに配慮した道づくり	歩道整備延長(累計)(m)	歩道の整備延長の累計(右側・左側の合計)	歩道整備を進めることで、歩車道の分離が進み安全な道づくりに寄与すると考え、指標とした。	第5次総合計画後期基本計画では1年間に174mずつ整備することを目標としていた。第6次総合計画前期基本計画では更に推進するため180mずつ整備することを目標とした。
(2) 良好な交通環境づくり	市内循環バス(コミュニティバス)の年間利用者数(人)	市内循環バス4路線合計の年間利用者数	路線バスを補完し、交通不便地域の解消、公共施設の利用促進、通勤通学の足の確保等、面的な需要をカバーしている、本市が運行する地域公共交通である市内循環バスについて、既存路線を維持確保しながら、利用増を図ることにより、良好な交通環境づくりの推進の目安になると考え、指標とした。	令和6年度から毎年、利用者数を1%増とし、目標値として設定した。

大柱3 みどり・景観

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1) まちの骨格となる緑づくり	市内全域における緑地面積(ha)	都市公園、特別緑地保全地区、保護地区等、持続性が担保された緑地の総面積	良好な居住環境を有する本市では、開発などにより身近なみどりが徐々に失われつつあり、都市の発展と自然環境保全との調和が大きな課題となっている。このため、総量ではなく、法的に、または、社会通念上持続性が担保される緑地等を拡大し、みどりの質の向上に努めるため指標とした。	今後整備や拡張が予定されている、公園等の整備面積等を踏まえ、目標値を2.27ヘクタール増とした。

(続)第5章 都市基盤・産業振興					
(続)大柱3 みどり・景観					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠	
(2)	うるおいのある生活環境づくり	公園・緑地管理ボランティア団体数(団体)	公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数	令和4年10月、今後の公園等のあり方について、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」が国土交通省より公表され、その中の重点戦略の一つに管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てることが示された。このため公園等の清掃や花植え、イベントの企画・実施などのボランティア活動を担う公園サポーターを拡大し、官民連携で公園を育てていくため指標とした。	既存の公園ボランティア団体の維持については、高齢化等により解散する団体が増加しているものの、今後活動団体への支援等を強化していくことを想定し、1年度1団体の増加を見込み設定した。
(3)	まちの魅力を生み出す景観づくり	景観の満足度(%)	市民満足度アンケートにおける、景観の取組について「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合	朝霞市景観計画に基づき、市民、事業者、行政と協働による景観づくりを進めるとともに、届出制度の活用により、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりを誘導し、地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出の取り組みの満足度を向上させることにより、まちの魅力を生み出す景観づくりの推進の目安となると考え、指標とした。	令和6年度(見込)から急激な増加は見込めないため、2年間で1%増と見込み、目標値として設定した。
大柱4 住宅					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠	
(1)	安心で快適な住環境の整備	適切な管理が行われていない空き家の情報提供に対する解決割合(%)	窓口や電話等で適切な管理が行われていない空き家の相談件数に対する解決件数の割合	ワンストップ無料相談の件数も検討したが、受動的な面が強いと考えられたため、相談に対して市が改善通知等を行うなど主導して解決につながった解決件数の割合を指標とした。	令和元年度から令和5年度の過去5年間の空き家の相談件数に対する解決件数の実績が約20%であるため、同様の見込みで目標値として設定した。
(2)	安定した住生活の確保・支援	居住支援相談の満足度(%)	居住支援相談の相談者を対象としたアンケートにおける満足度の設問にて、相談者が「満足」または「やや満足」を選択した割合	居住支援相談の相談者に対してアンケートを令和6年10月から実施しており、5段階評価で満足度を伺っている。その回答を住生活に対する支援としての評価と捉え、指標とした。	全ての相談者に「満足」、「やや満足」を選択していただきたいが、そうでない場合を想定して90%の目標値とした。
大柱5 上下水道整備					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠	
(1)	上水道の整備・充実	基幹管路の耐震化率(上水道)(%)	市内に給水する重要基幹管路の耐震化の割合	基幹管路の耐震化率を指標とすることで、整備・充実状況を図る目安になると考え、指標とした。	令和13年度までの耐震化計画に基づき、耐震化率100%に整備する予定となっている。
(2)	公共下水道の整備	老朽化管渠の修繕改築工事延長(km)	下水道ストックマネジメント計画に基づき、修繕や改築を実施する管渠延長	公共下水道の整備率は、現時点で既に高水準となっており、今後は既に布設した下水道管の維持管理が重要となる段階にある。本市では、老朽化した下水道管の計画的な修繕および改築を行うための計画として、下水道ストックマネジメント計画を策定しているため、本成果指標を設定した。	現時点で調査を実施した下水道管のうち、修繕および改築が必要と判断された管渠延長を記している。ストックマネジメント計画は、年間何キロの修繕および改築を実施するといった性格の計画ではなく、実際に下水道管の調査を実施し、管渠の状態を確認した上で修繕および改築の対象となる下水道管を設定する計画であるため、目標値として挙げられるものが、実際の調査結果となる。

(続)第5章 都市基盤・産業振興

大柱6 産業活性化

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1) 魅力ある商業機能の形成	商店街活性化事業実施数(回)	商店街が主体的に実施する催し物、環境美化活動などの商店街活性化事業の実施回数	地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出、維持していることを事業の実施回数で示すもの。	毎年度一つ事業数を増加させる。
(2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	商工会加入率 (%)	市内事業所数に対する朝霞市商工会加入率	事業者の経営安定については、商工会などの関係機関による支援が有用であり、商工会への加入促進が地域経済の振興に資するため。	加入率は年々減少傾向にあるが、加入促進により上昇に転じ、5年間で1%上昇させる。
(3) 企業誘致の推進	企業誘致件数(件)	企業を誘致した件数の累計	本市における産業の立地優位性を生かし、企業誘致を実現することが、活気あふれるまちに資するため。	5年間のうちに企業誘致を1件実現させる。
(4) 都市農業の振興	認定農業者数(人)	農業経営改善計画を市等に提出し認定を受けた農業者数	市の農業経営基盤強化促進基本計画に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進める計画の認定を受けた農業者の増加を指標とすることで、農業者の経営支援を図るとともに、都市農業の振興の目安とするため、指標として設定した。	これまでどおり1年間に1人ずつ増やすことを目標とし、令和6年度の現状値から積算した目標値とした。

大柱7 産業の育成と支援

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1) 産業育成のための連携強化	あさか産業フェア来場者数(人)	同業種や異業種交流の機会を設け、市内商工業の情報を広く発信する「あさか産業フェア」に来場した人数	市民と事業者および事業者同士の交流や産官学の連携などが推進されていることについて、そのことを目的としている「あさか産業フェア」に来場した人数で示すもの。	現状においても多くの来場があることや会場の収容人数などを踏まえ、5年間で約3% (1,000人)を増加させる。
(2) 起業・創業の支援	認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を発行した事業者数(者)	認定創業支援等事業計画に位置づけられた市や商工会などによる認定特定創業支援等事業を受けたことの証明を発行した事業者数	市や関係機関が実施する起業家育成相談やセミナーなどにより、起業時の支援だけでなく、起業後に事業が軌道に乗るように支援したことを示すもの。	毎年度1事業者増加させる。

大柱8 勤労者支援

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値 (R12) の積算根拠
(1) 勤労者支援の充実	ワーク・ライフ・グッドバランス認定企業件数(件)	市のワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度による認定企業件数の累計	多様な働き方やワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者が増えることで、勤労者が働きやすいまちの実現に資するため。	毎年度2事業所増加させる。
(2) 雇用の促進	就職支援相談者数(人)	就職に関する相談をした延べ人数	就職支援相談の実施を通じて、就職を希望する方が希望する企業に就職できるよう支援したことを示すもの。	2年間で1人ずつ、5年間で3人増加させる。

第6章 政策を推進するための取組					
大柱1 人権・多様性の尊重					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援	人権に関する研修会・講演会参加者数(人)	人権研修会などの年間参加者数	人権教育・啓発活動の主な事業の効果を測る具体的な指標とすため、研修会等の参加者数とした。	研修会・講演会(市民人権教育研修会、人権問題講演会、企業人権教育研修会) 100人×3回 公民館人権講座 6館×30人程度 計500人
(2)	男女共同参画・性の多様性	社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合(%)	男女平等に関する意識調査において社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合	男女平等に関する意識調査において社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合を指標とすることで、日常生活のさまざまな場面で見られる固定的役割分業意識の解消などに関する取組を進めるとともに、男女平等の推進状況を図る目安になると考え、指標とした。	平成26年度および令和元年度に行った意識調査では、それぞれ8.1%、8.0%となっている。いずれも目標達成に至っていないことから、目標値は現状値の2倍を超える5人に1人を目指し据え置きとして20を設定した。
(3)	多文化共生	多文化推進サポーターの登録人数(人)	多文化推進サポーターとして登録している人数	今後も多くの外国人の増加が見込まれることから、行政サービスに係る通訳、翻訳、文化交流を実施する多文化推進サポーターの登録人数を指標とした。	行政サービスに係る通訳、翻訳、文化交流を実施する多文化推進サポーターの充実を目指し、5年間で110人の多文化推進サポーターの登録を目標値とした。
大柱2 市民参画・協働					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	市民参画と協働の推進	NPOやボランティア等との協働事業数(事業)	NPOやボランティア等と協働して実施した事業数	NPOやボランティア等と市が協働する事業を増やしていく指標とすることで、NPO等の市政への参加の機会を充実を図るとともに協働意識の高揚を図る目安になると考え、指標とした。	第5次総合計画後期基本計画では1年間に5事業ずつ増やすことを目標としていたが、実績と大きく乖離することになってしまった。このため、第6次総合計画前期基本計画では、これまでの実績に基づき1年間に2事業ずつ、5年間で10事業増やすことを目標値とした。
(2)	情報提供の充実と市民ニーズの把握	広報あさかを見やすいと感じている市民の割合(%)	広報あさかアンケートで紙面の見やすさが「見やすい」または「やや見やすい」を選択した市民の割合	広報あさかは、行政情報を分かりやすく市民に伝えるよう、詳細をホームページ等の他の広報媒体に誘導するなど、市民が見やすくなるよう編集しており、市政モニターアンケートでは、紙面の見やすさ(5段階評価)について、見やすい・やや見やすいを選ぶ割合を評価と捉え、指標とした。	令和元年度から令和5年度までの過去5年間の平均が59.1となっている。過去の実績値から60を目標値として設定した。
大柱3 行財政					
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠	
(1)	総合計画の推進	市民満足度アンケート結果(34項目)の平均点(4段階評価)(点)	市民満足度アンケートにおける市全部の施策(34項目)満足度(4段階評価)を平均した点数	市民満足度アンケートでは市の施策全部(34項目)の満足度(4段階評価)について評価をしているため、これら平均した点数が市政全般に対する評価と捉え、指標とした。	令和3年度から令和6年度(見込)までの過去4年間の平均が2.75となっている。過去の実績値から2.80を目標値として設定した。
(2)	公平・適正な負担による財政基盤の強化	市税収納率(現年分)(%)	市税収入額を調定額で除したもの	市政運営の基礎である財源確保に関し、直接的に大きな目安となると考え、市税収納率を指標とした。	直近数年は新型コロナウイルスによる経済的影響を受けて変動が大きいため、平成28年度から令和2年度までの5年間における平均伸び率から99.5%を目標とした。

(続)第6章 政策を推進するための取組

(続)大柱3 行財政

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(3)	公共施設の効果的・効率的な管理・運営 公共施設の改修工事着手率(%)	当該年度時点での、朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画の改修計画に対する、改修工事着手率	公共施設を計画的に管理・運営する上で、マネジメント実施計画に則った改修の推進が欠かせないことから、指標とした。	公共施設を効果的・効率的に管理・運営する上で、マネジメント実施計画に則った改修の推進が欠かせないことから100%を目標値として設定した。
(4)	デジタル化の推進 電子申請による時間節約効果(時間)	電子申請利用により、市民が行政手続に要する時間を短縮できる効果が期待される時間数	電子申請を利用すると、市民が行政手続に要する時間を削減し、自由な時間を増やすとともに、職員の窓口対応の減少も見込まれるため、市民の利便性や行政サービスの向上に寄与することを示すものと捉え、指標とした。	令和6年度(見込)の時間節約効果を14,000時間と想定しており、令和2年度から令和6年度(見込)までの過去4年間の平均値を踏まえ年2,500時間程度の節約効果を見込み、目標値は29,000時間と設定した。 なお、電子申請利用により、市民が1件当たり往復・待ち時間合計30分を削減可能と仮定した場合の累積効果を時間数として算出している。(電子申請総件数×0.5時間)
(5)	機能的な組織づくりと人材育成の充実 市民満足度アンケートにおいて「満足」と回答した市民の割合(%)	暮らしの中で将来像の実現が実感できているかについてアンケートを実施し、「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合(4段階評価)	市民満足度アンケートの「満足度」が市民の行政運営に対するの評価として捉え、指標とした。	令和3年度から令和6年度(見込)までの過去4年間の平均が46.6となっている。市民満足度のため、半数の方が「満足」または「どちらかといえば満足」と捉えることを目標としていきたいため、目標値は50.0%とした。
(6)	シティ・プロモーションの展開 市に愛着を感じている市民の割合(%)	市政モニターアンケートで、市に愛着を「とても感じている」または「やや感じている」を選択した市民の割合(5段階評価)	本市のシティ・プロモーションは、選ばれるまちづくりと愛着醸成による定住促進を目指していることから、市に愛着を感じている割合をシティ・プロモーションの評価として捉え、指標とした。	令和元年度から令和5年度までの実績値の中で、一番数値の高い令和4年度の88.8%を基準に、90%を目標値として設定した。

## 9 主な個別計画一覧

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
第1章 災害対策・ 防犯	1 災害対策・ 防犯	朝霞市地域防災計画 (令和7年度～)	朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする計画です。	危機管理室
		国民保護計画 (令和4年度～)	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、住民の生命、身体、財産を保護するための計画です。	危機管理室
		国土強靱化地域計画 (令和4年度～)	市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産および公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるための計画です。	危機管理室
		第5次朝霞市防犯推進計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の防犯施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	危機管理室
		朝霞市立地適正化計画 (令和4年度～令和27年度)	生活利便施設と居住の適切な誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。	まちづくり推進課
第2章 福祉・こども・ 健康	1 地域共生社会の推進	第5期朝霞市地域福祉計画 (令和8年度～令和12年度)	社会福祉法に基づき、地域福祉の課題解決のために必要となる施策等について目標を設定し、地域共生社会の実現に向けた取組を進める計画です。	地域共生社会課
		第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)	高齢者施策全般の基本的な方針や目標を示すとともに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目的として定める計画です。	高齢者・地域福祉課 介護保険課
		第6次朝霞市障害者プラン (令和6年度～令和11年度)	障害者基本法に基づく、朝霞市における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画です。	障害福祉課
		第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)	障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画です。	障害福祉課
		朝霞市こども計画 (令和7年度～令和11年度)	朝霞市で幸せを感じながらこども・若者が育ち、保護者が子育てに取り組むことができるよう、子育て・子育て支援の取組の方向性を示す計画です。	こども未来課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第2章 福祉・子ども・健康	2 子ども・若者 支援、子育て 支援	【再掲】 朝霞市子ども計画 (令和7年度～令和11年度)	朝霞市で幸せを感じながら子ども・若者が育ち、保護者が子育てに取り組むことができるよう、子育て支援の取組の方向性を示す計画です。	子ども未来課
		【再掲】 第5期朝霞市地域福祉計画 (令和8年度～令和12年度)	社会福祉法に基づき、地域福祉の課題解決のために必要となる施策等について目標を設定し、地域共生社会の実現に向けた取組を進める計画です。	地域共生社会課
		【再掲】 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)	障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画です。	障害福祉課
		第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		3 保健・医療	あさか健康プラン21(第3次) (令和6年度～令和18年度)	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、栄養、運動、歯・口腔などの各分野の健康づくりを推進する計画です。
	第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) (令和6年度～令和11年度)		朝霞市国民健康保険被保険者の健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。	健康づくり課
	第4期朝霞市特定健康診査等実施計画 (令和6年度～令和11年度)		朝霞市国民健康保険被保険者の特定健康診査や特定保健指導等の具体的な実施方法を定める計画です。	健康づくり課
	第2期朝霞市自殺対策計画 (令和7年度～令和11年度)		誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策をさらに推進するための計画です。	健康づくり課
	朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年度～)		新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大を可能な限り抑止し、市民の生命および健康を保護するなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るための計画です。	健康づくり課
	【再掲】 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)		高齢者施策全般の基本的な方針や目標を示すとともに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目的として定める計画です。	高齢者・地域福祉課 介護保険課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
第3章 教育・文化	1 学校教育	【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		朝霞市学校施設長寿命化計画 (令和8年度～令和47年度)	朝霞市の学校施設の長寿命化を図り、安全・安心で持続的な教育環境を確保するために、計画的に改修等を進めるための計画です。	教育総務課
		朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものです。	政策企画課
	2 生涯学習	【再掲】 第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		【再掲】 朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものです。	政策企画課
		第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画 (令和8年度～令和12年度)	「図書館法」、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「図書館の設置及び望ましい基準」等に基づき、読書環境を整え、身近な情報拠点として市民の自主的な学習を支援する図書館サービスを提供するとともに、次代を担う子どもたちが読書に親しむ機会の充実と環境整備を図り、その読書活動を推進するための計画です。	図書館
	3 スポーツ・レクリエーション	第2期朝霞市スポーツ推進計画 (令和3年度～令和12年度)	朝霞市が総合的、計画的にスポーツ推進に取り組んでいくための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		【再掲】 第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第3章 教育・文化	(続) 3 スポーツ・レクリエーション	【再掲】 朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものです。	政策企画課
	4 地域文化	【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		【再掲】 第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		【再掲】 朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものです。	政策企画課
第4章 環境・市民生活・コミュニティ	1 環境	第3次朝霞市環境基本計画 (令和4年度～令和13年度)	「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、市の良好な環境の保全および創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくための計画です。	環境推進課
		朝霞市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (令和4年度～令和12年度)	地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量の削減を促進するための計画です。	環境推進課
		朝霞市気候変動適応計画 (令和4年度～令和13年度)	本市の地域特性を理解した上で、さまざまな気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、安心して暮らせるまちの実現を目的とした計画です。	環境推進課
		朝霞市みどりの基本計画(改訂版) (令和8年度～令和17年度)	都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画です。	みどり公園課
	2 ごみ処理	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画 (令和6年度～令和15年度)	朝霞市の一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するために目指すべき方向を定めた計画です。	資源リサイクル課
		ごみ処理広域化基本構想 (令和2年度～)	朝霞市と和光市で、ごみ処理の広域化を進める上での課題を整理し、広域化を進めるための基本的な構想です。	資源リサイクル課
		(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画 (令和4年度～)	基本構想に基づき、施設の規模や処理方式、施設整備に関する計画や設備計画に関連する事項をまとめた計画です。	資源リサイクル課
		朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画 (令和2年度～令和12年度)	現施設の老朽化が進行する中、令和12年新施設完成まで、各施設の維持管理内容をまとめた計画です。	資源リサイクル課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第4章 環境・市民生活・コミュニティ	3 消費生活・葬祭	朝霞市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和47年度)	これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。	財産管理課
		朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期) (令和8年度～令和17年度)	個別の施設ごとの改修等の長寿命化対策を位置づけるとともに、維持管理費縮減、延床面積縮減に向けた取組方針の具体化を図るものです。	財産管理課
		朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想 (令和6年度～)	朝霞地区4市における適正な火葬体制の確立や、周辺環境に配慮した火葬場建設の検討、施設整備の方向性を導き出すこと等を目的としています。	政策企画課
	4 コミュニティ・市民活動	【再掲】朝霞市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和47年度)	これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。	財産管理課
		【再掲】朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期) (令和8年度～令和17年度)	個別の施設ごとの改修等の長寿命化対策を位置づけるとともに、維持管理費縮減、延床面積縮減に向けた取組方針の具体化を図るものです。	財産管理課
		朝霞市市民協働指針 (平成20年度～)	市民等と行政の協働によるまちづくりを推進できるよう、協働の基本的な考え方や市民活動等への支援方策などを指し示したものです。	政策企画課
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	朝霞市都市計画マスタープラン (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推進課
		【再掲】朝霞市立地適正化計画 (令和4年度～令和27年度)	生活利便施設と居住の適切な誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。	まちづくり推進課
		朝霞市道路整備基本計画 (令和元年度～令和10年度)	道路整備に係る基本的な方向性を整理し、整備路線の選定および優先順位等を定めた計画です。	まちづくり推進課
		朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年度～)	朝霞市にある基地跡地について、土地の利用計画や整備方針などをまとめて国に提出している計画です。	政策企画課
		朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画 (平成30年度～)	「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」を目指し、その実現に向けて「市民が守り育てる森」となるように仕組みを作る計画です。	みどり公園課
	2 道路交通	【再掲】朝霞市道路整備基本計画 (令和元年度～令和10年度)	道路整備に係る基本的な方向性を整理し、整備路線の選定および優先順位等を定めた計画です。	まちづくり推進課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課	
(続) 第5章 都市基盤・ 産業振興	(続) 2 道路交通	朝霞市橋梁長寿命化修繕計画 (令和5年度～令和9年度)	朝霞市が管理する橋梁について、道路ネットワークの安全性、信頼性を向上させるため、効率的かつ適正な維持管理を行うための計画です。	道路整備課	
		朝霞市道舗装修繕計画 (令和2年度～令和11年度)	朝霞市が管理する主要な道路について、舗装の長寿命化や維持管理費のライフサイクルコスト縮減を目指すため、舗装状況に応じた適切な措置を行うための計画です。	道路整備課	
		朝霞市無電柱化推進計画 (令和2年度～令和10年度)	災害時に緊急輸送道路となる幹線道路等について、無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標、施策等を定めた計画です。	道路整備課	
		【再掲】 朝霞市都市計画マスタープラン (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推進課	
		【再掲】 朝霞市立地適正化計画 (令和4年度～令和27年度)	生活利便施設と居住の適切な誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。	まちづくり推進課	
		朝霞市地域公共交通計画 (令和8年度～令和12年度)	公共交通の利便性や効率性、持続可能性を維持向上させるための計画です。	まちづくり推進課	
		朝霞市歩道橋長寿命化計画 (令和6年度～令和10年度)	市が管理する歩道橋について、予防保全的な対策を行い、長寿命化および修繕費用縮減を図るための計画です。	まちづくり推進課	
	3 みどり・景観		【再掲】 朝霞市みどりの基本計画 (令和8年度～令和17年度)	都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画です。	みどり公園課
			朝霞市公園施設長寿命化計画 (令和7年度～令和16年度)	都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的とした計画です。	みどり公園課
			朝霞市景観計画 (平成27年度～令和16年度)	良好な景観を守りながらより良い景観をつくることでまちの魅力を高め、また、官民で協働して景観づくりを進める基本的な計画です。	まちづくり推進課
			【再掲】 朝霞市都市計画マスタープラン (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推進課
	4 住宅		朝霞市空家等対策計画 (令和6年2月～令和16年1月)	空家等が適切に管理され、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないための必要な対策等を行う計画です。	開発建築課
			朝霞市マンション管理適正化推進計画 (令和6年2月～令和11年1月)	管理組合自らが適正に管理することを促し、管理水準の維持向上を図るため、管理計画認定制度の運用等を行う計画です。	開発建築課

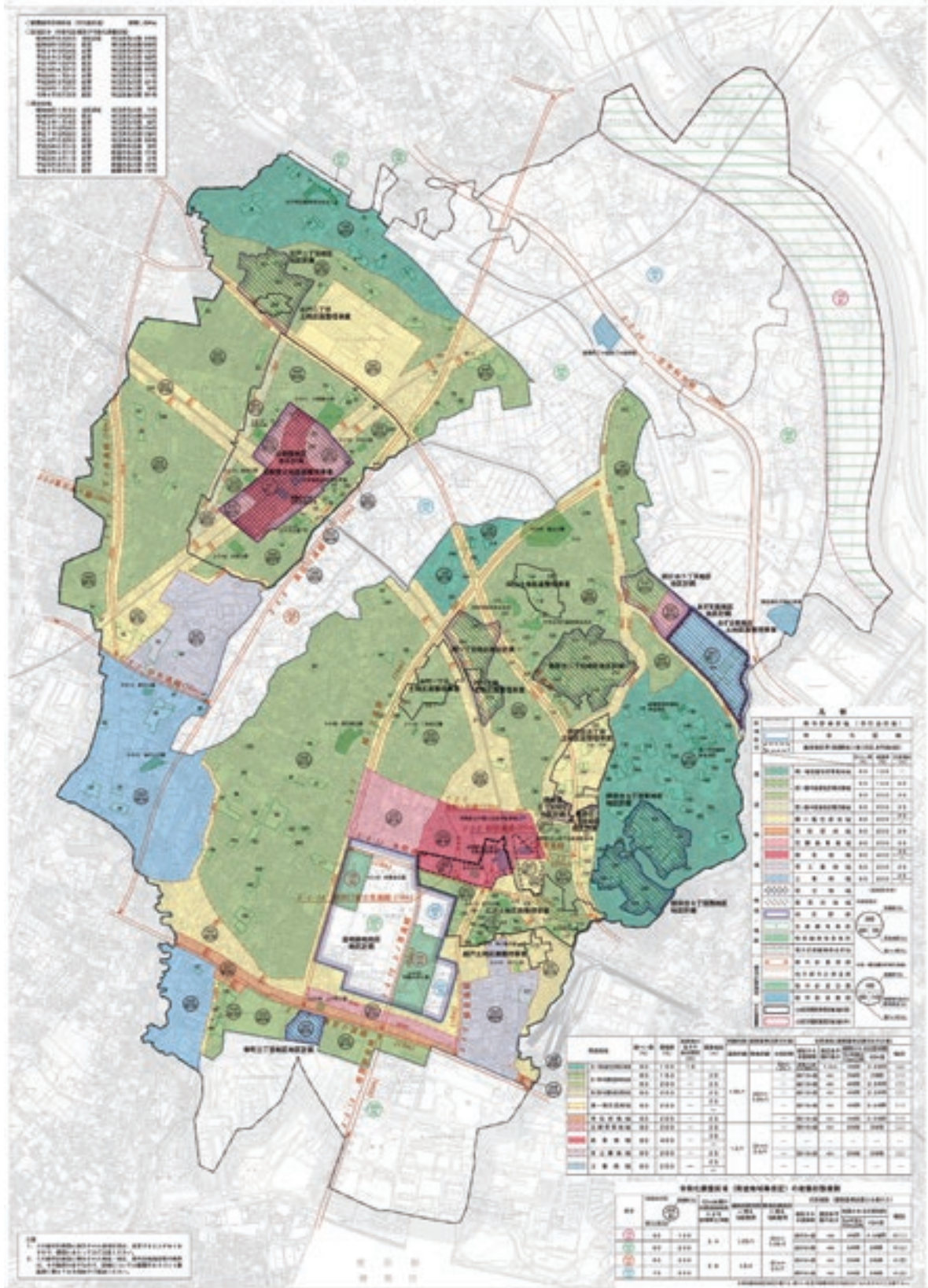
政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第5章 都市基盤・ 産業振興	(続) 4 住宅	【再掲】 朝霞市都市計画マスター プラン (令和8年度～令和27 年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推 進課
	5 上下水道整 備	朝霞市水道事業基本計 画 (平成24年度～令和63 年度)	将来的な人口減少に伴う水道使用量の減少が現実味を帯びる中、安全で安定した給水サービスを持続していくため、水源から給水までの現況、経営状態について、問題点や課題を整理・把握し、耐震化計画および継続的な劣化施設の更新、応急給水能力や水道水質の向上など利用者に直結する整備の立案を効果的に実施していくための計画です。	水道施設課
		朝霞市水道事業耐震化 計画 (平成24年度～令和13 年度)	水道施設の基幹施設を対象に各施設が保有する耐震性能から被害を想定し、適切で効果的な耐震化の実現を目標とした計画です。	水道施設課
		朝霞市下水道ストックマ ネジメント計画 (令和2年度～)	市内の老朽化した下水道施設について、計画的かつ効率的に、点検・調査や修繕・改築を行うための計画です。	下水道施設課
		朝霞市雨水管理総合計 画 (令和2年度～)	浸水対策を実施すべき区域や整備方針を定め、効率的に対策を実施し、浸水被害を軽減させるための計画です。	下水道施設課
		【再掲】 朝霞市都市計画マスター プラン (令和8年度～令和27 年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推 進課
	6 産業活性化	朝霞市産業振興基本計 画 (令和元年度～令和10 年度)	産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、小規模事業者をはじめとする事業者、市民、行政や産業団体等が一体となって本市ならではの地域特性を生かした産業振興を進めていくための計画です。	産業振興課
	7 産業の育成 と支援	【再掲】 朝霞市産業振興基本計 画 (令和元年度～令和10 年度)	産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、小規模事業者をはじめとする事業者、市民、行政や産業団体等が一体となって本市ならではの地域特性を生かした産業振興を進めていくための計画です。	産業振興課
	8 勤労者支援	【再掲】 朝霞市産業振興基本計 画 (令和元年度～令和10 年度)	産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、小規模事業者をはじめとする事業者、市民、行政や産業団体等が一体となって本市ならではの地域特性を生かした産業振興を進めていくための計画です。	産業振興課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
第6章 政策を推進 するための取 組	1 人権・多様性 の尊重	【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		【再掲】 第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		朝霞市人権・同和行政実施計画 (令和5年度～令和9年度)	さまざまな人権問題の解決に向けた取組について、市、教育委員会および朝霞市人権教育推進協議会が連携して、各種施策を計画的かつ効率的に推進するために策定した計画です。	人権庶務課
		第3次朝霞市男女平等推進行動計画 (令和8年度～令和17年度)	男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性や能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することを目指して策定した計画で、「DV防止基本計画」、「女性活躍推進計画」および「困難女性支援基本計画」を内包しています。	人権庶務課
		朝霞市国際化基本指針 (平成21年度～)	「みんなで築く国際社会とだれにもやさしい朝霞づくり」を目標としたものです。	地域づくり支援課
	2 市民参画・協働	【再掲】 朝霞市市民協働指針 (平成20年度～)	市民等と行政の協働によるまちづくりを推進できるよう、協働の基本的な考え方や市民活動等への支援方策などを指し示したものです。	政策企画課
	3 行財政	第6次朝霞市総合計画実施計画 (毎年度策定)	第6次総合計画基本構想に定めた将来像の実現を図るため、前期基本計画に基づき、行政施策を計画的・効果的に展開するための計画です。	政策企画課
		【再掲】 朝霞市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和47年度)	これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。	財産管理課
		【再掲】 朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期) (令和8年度～令和17年度)	個別の施設ごとの改修等の長寿化対策を位置づけるとともに、維持管理費縮減、延床面積縮減に向けた取組方針の具体化を図るものです。	財産管理課
		朝霞市DX推進方針 (令和8年度～)	デジタル技術を活用することで、市民の利便性の向上を目指すとともに効率的な行政運営を推進するための方針です。	デジタル推進課
		朝霞市職員定員管理方針 (令和7年度～)	市の業務の量・内容に応じた適正な職員配置を行うとともに、社会環境の変化に的確に対応できる職員体制を目指す方針を定めたものです。	政策企画課

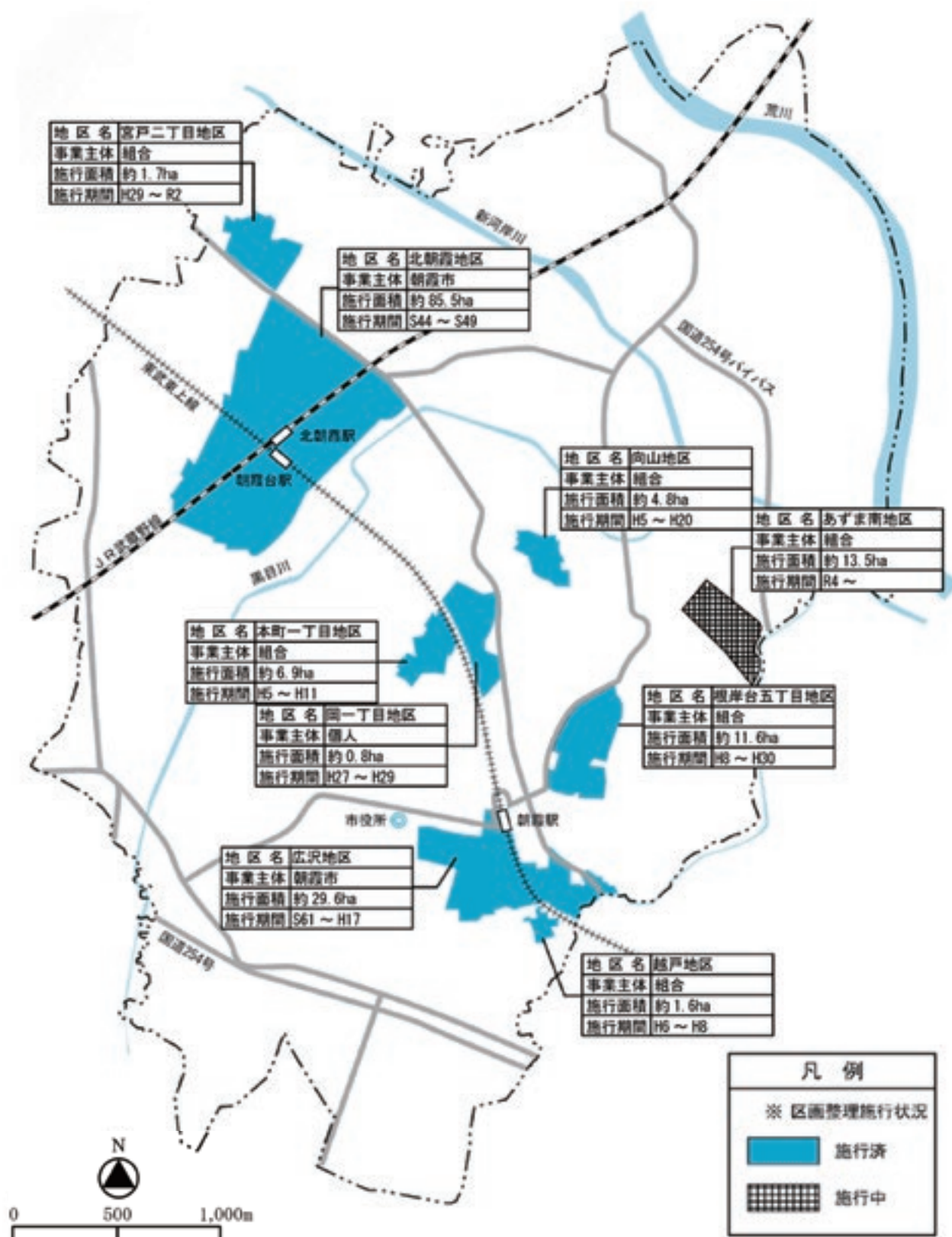
政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第6章 政策を推進 するための取 組	(続) 3 行財政	朝霞市人材育成基本方針 ver.2 (平成24年度～)	職員一人一人が成長し、市全体として組織を活性化していく取組を進めるため、全職員に共通する人材育成の基本的な方針を示したものです。	職員課
		朝霞市特定事業主行動計画 (令和7年度～)	職員の子育て支援の充実および女性職員の活躍推進に向けた人材育成や職場環境の形成を行うための計画です。	職員課
		朝霞市障害者活躍推進計画 (令和7年度～)	障害を持つ職員の活躍推進に向けた取組を進めるための計画です。	職員課
		朝霞市シティ・プロモーション方針 (令和4年度～)	朝霞市の日常の魅力を効果的に発信していくことで、選ばれるまちづくりと愛着醸成による定住促進を目的としています。	シティ・プロモーション課

# 10 参考図表

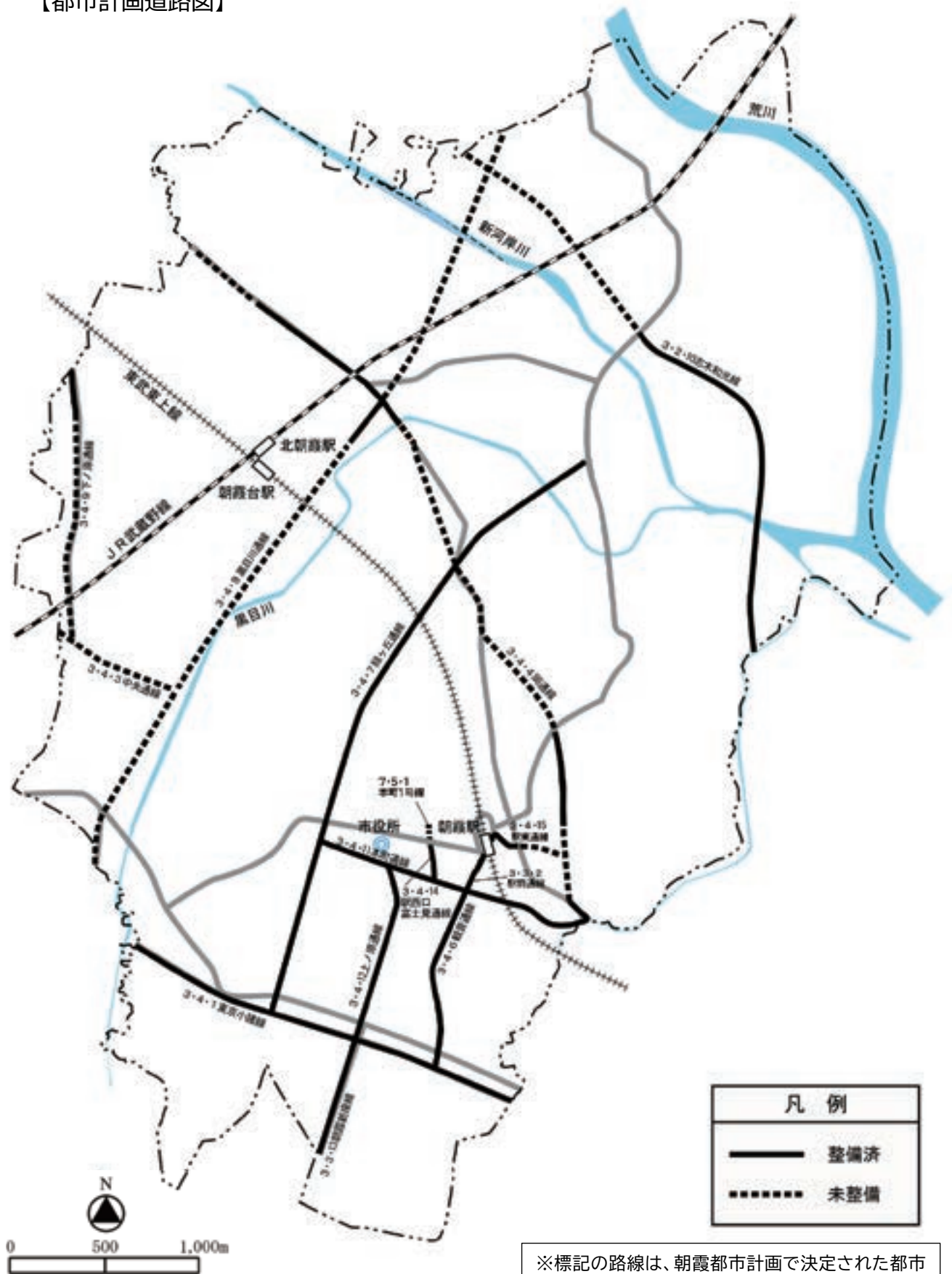
## 【都市計画図】





【面整備状況図】



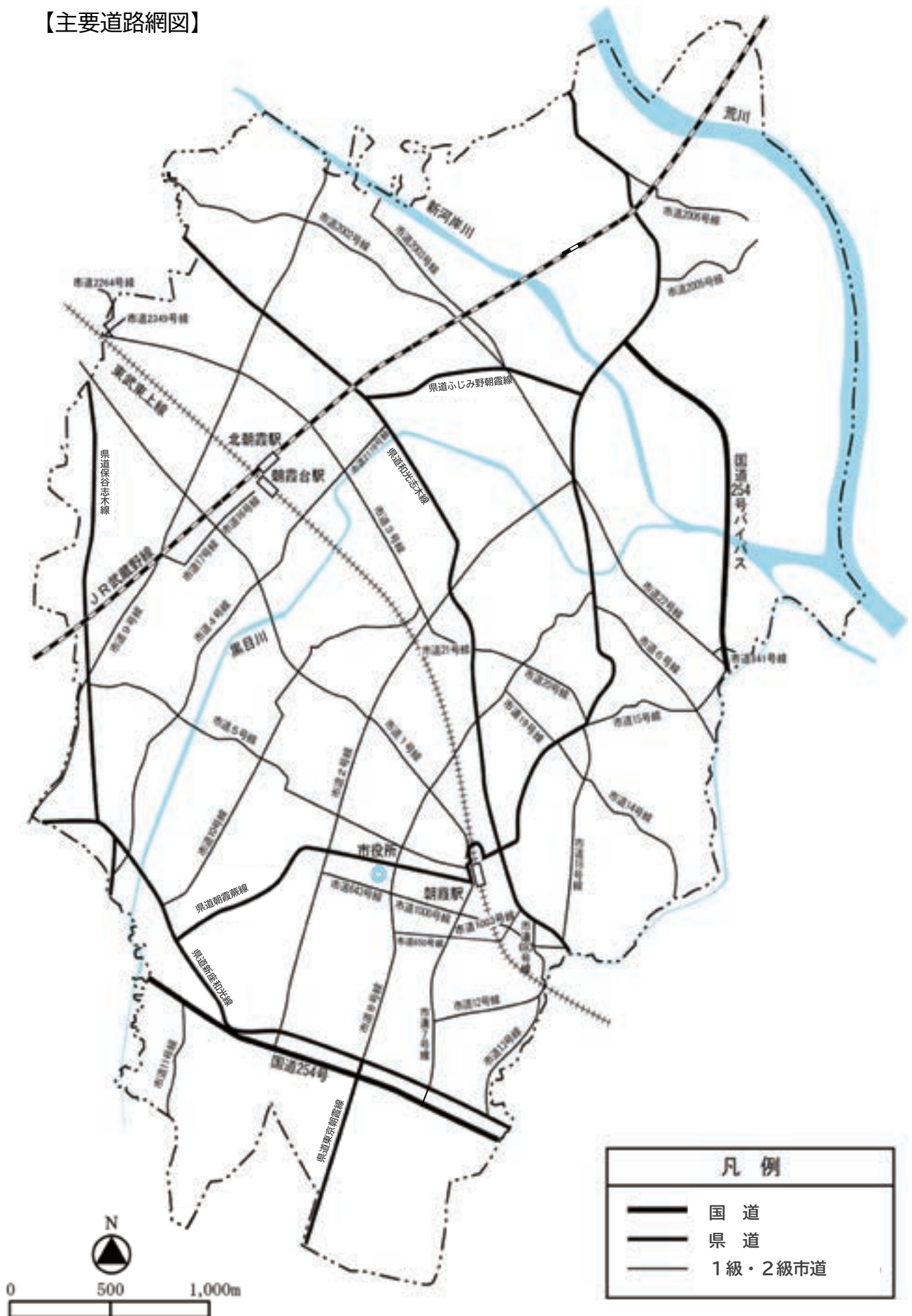
【都市計画道路図】



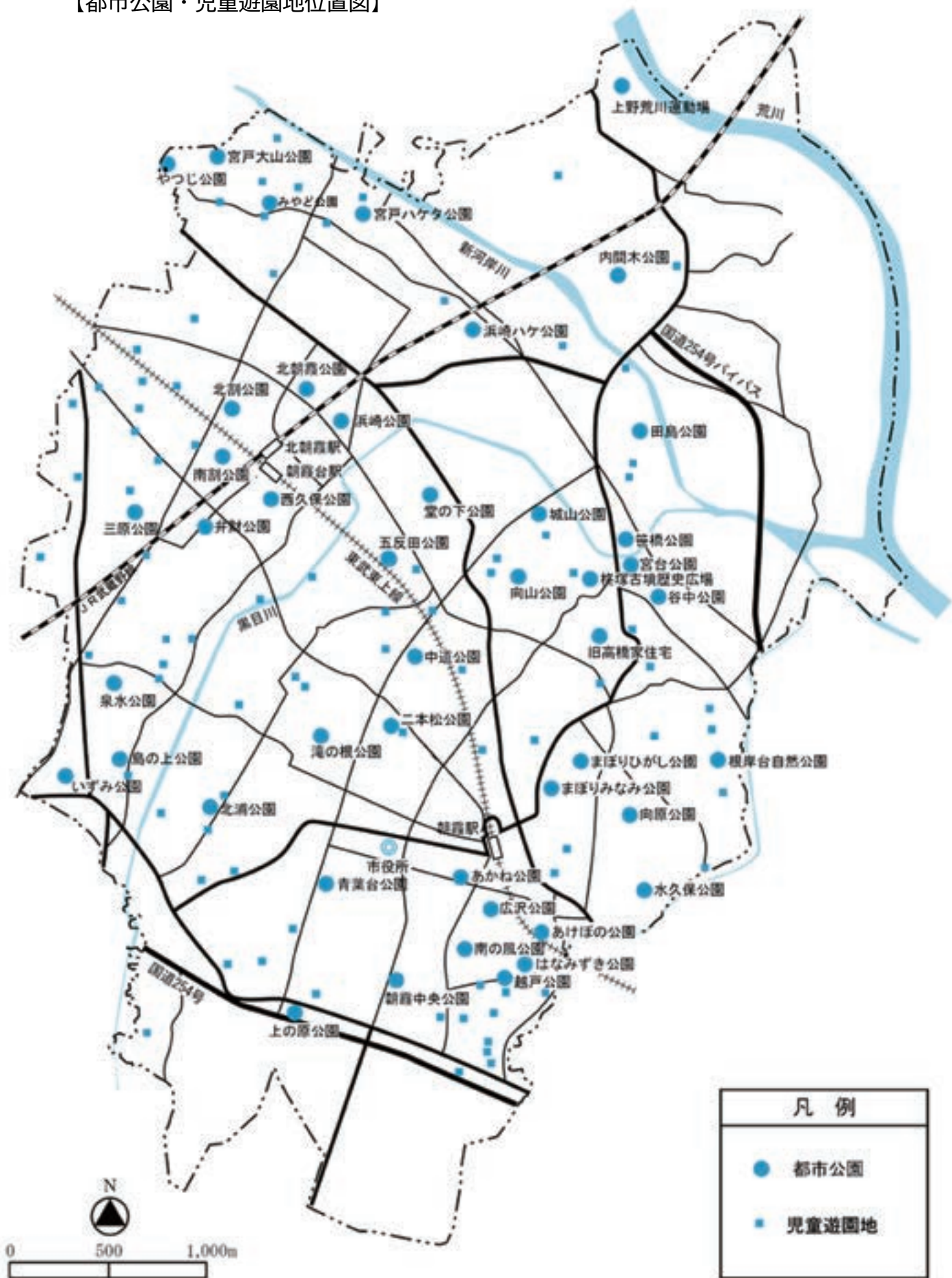
凡 例	
	整備済
	未整備

※標記の路線は、朝霞都市計画で決定された都市計画道路の名称(番号と路線名)です。  
 例:3・2・10志木和光線 ⇒ 国道254号バイパス

【主要道路網図】



【都市公園・児童遊園地位置図】



資料編

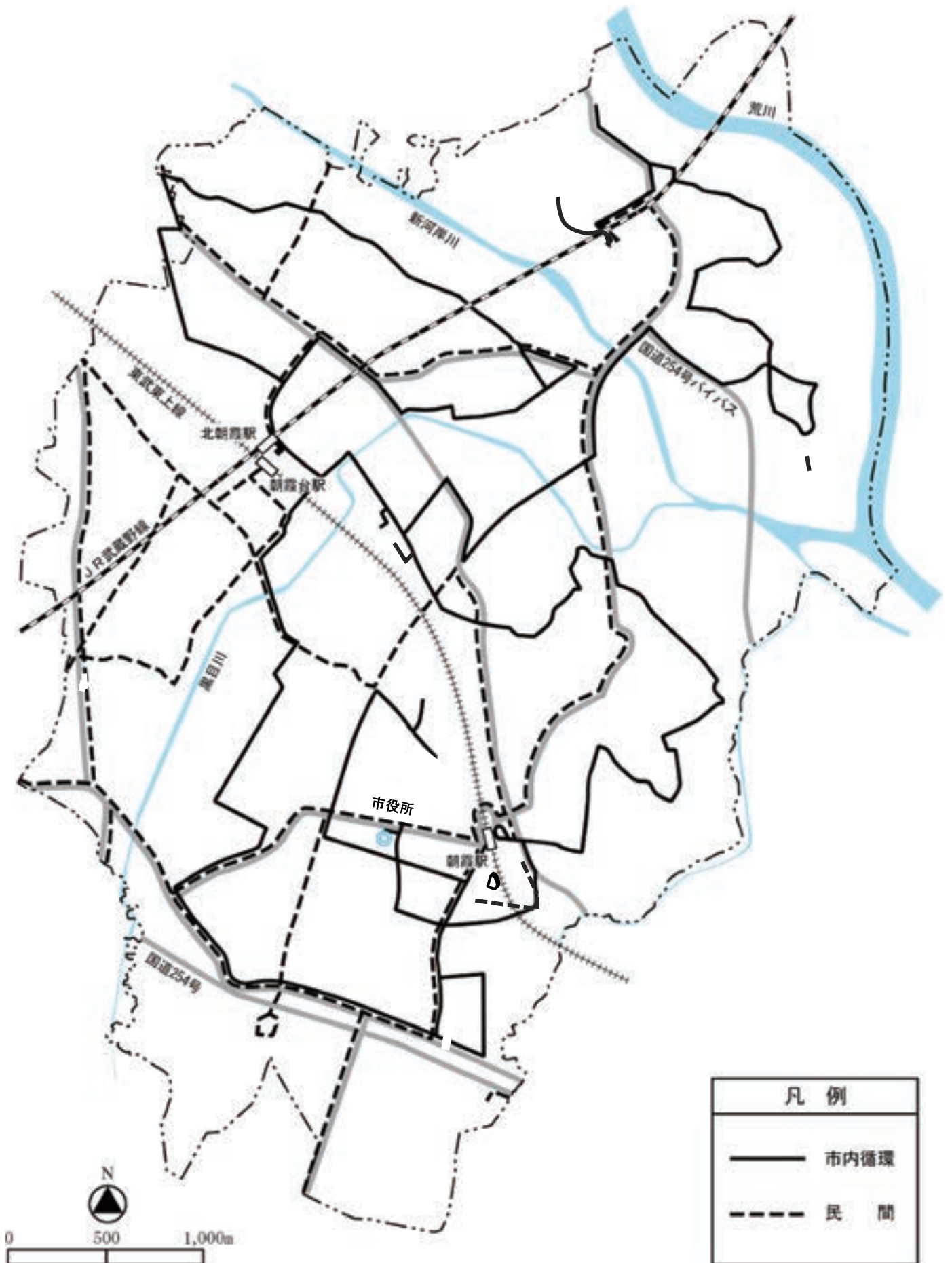
【指定緊急避難場所図】



※災害の状況によって避難場所が異なりますので、詳しくは『地域防災計画』をご覧ください。

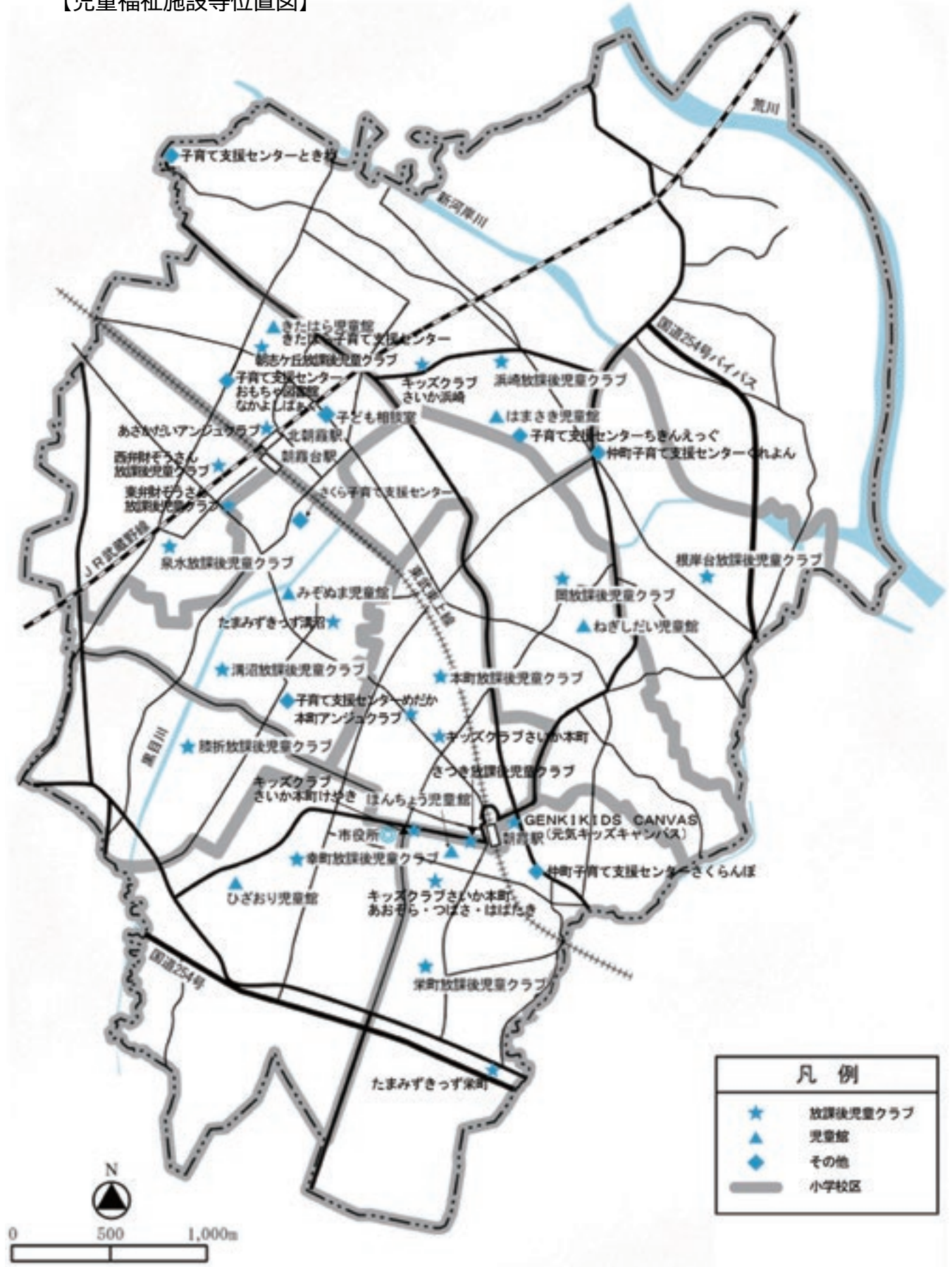
凡例
■ 指定緊急避難場所

【バス路線図】

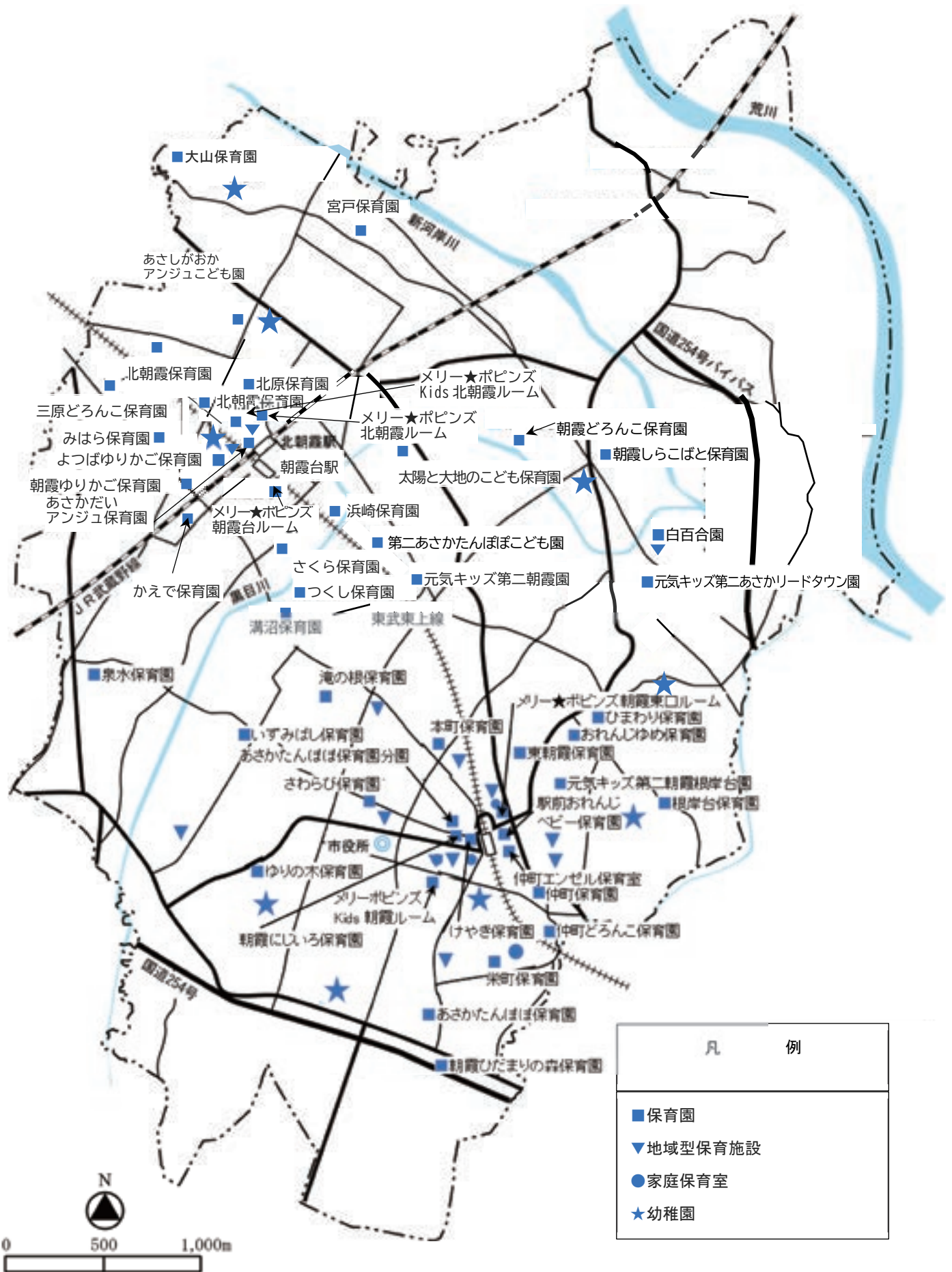


凡例	
—	市内循環
- - -	民間

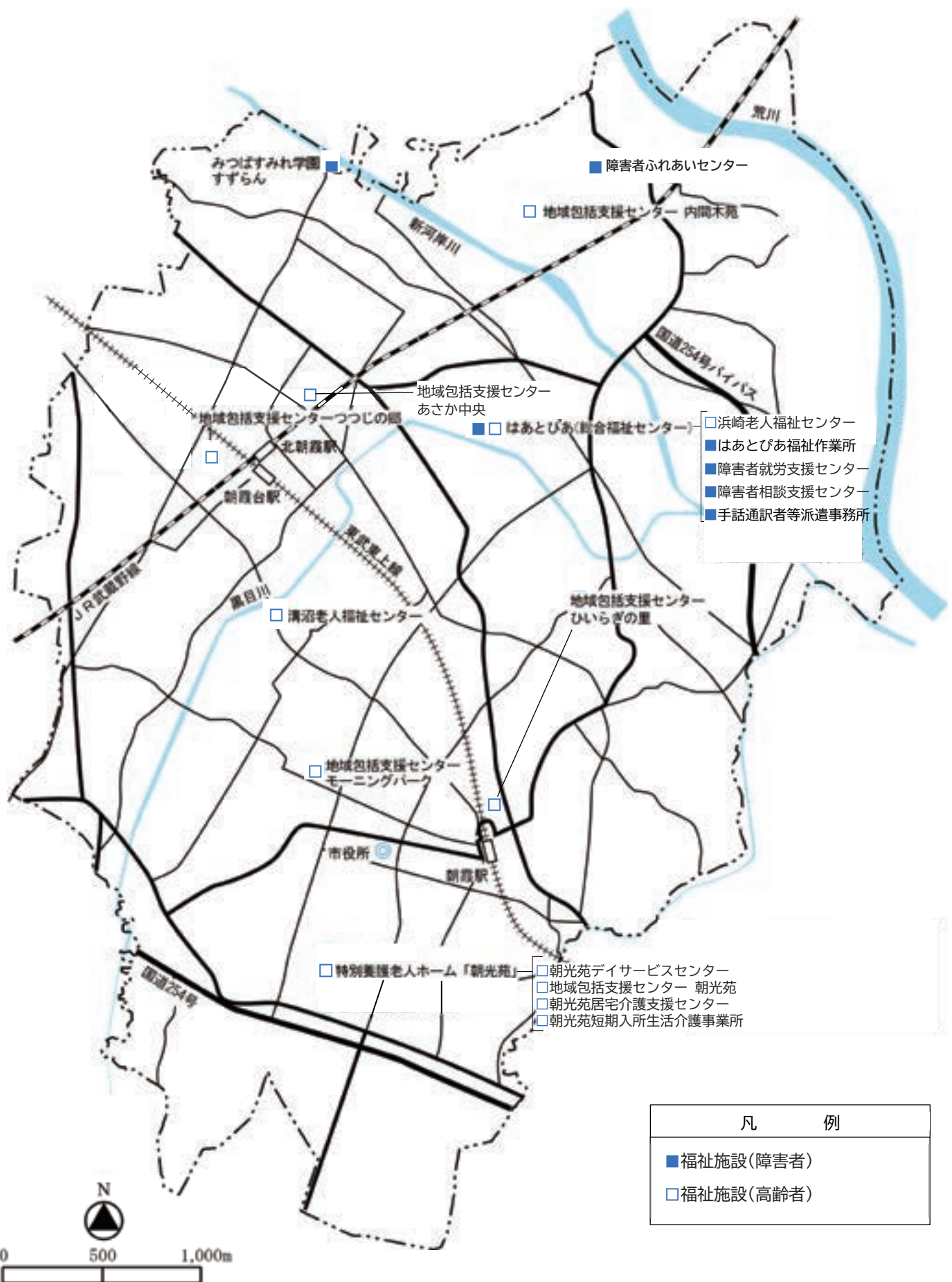
【児童福祉施設等位置図】



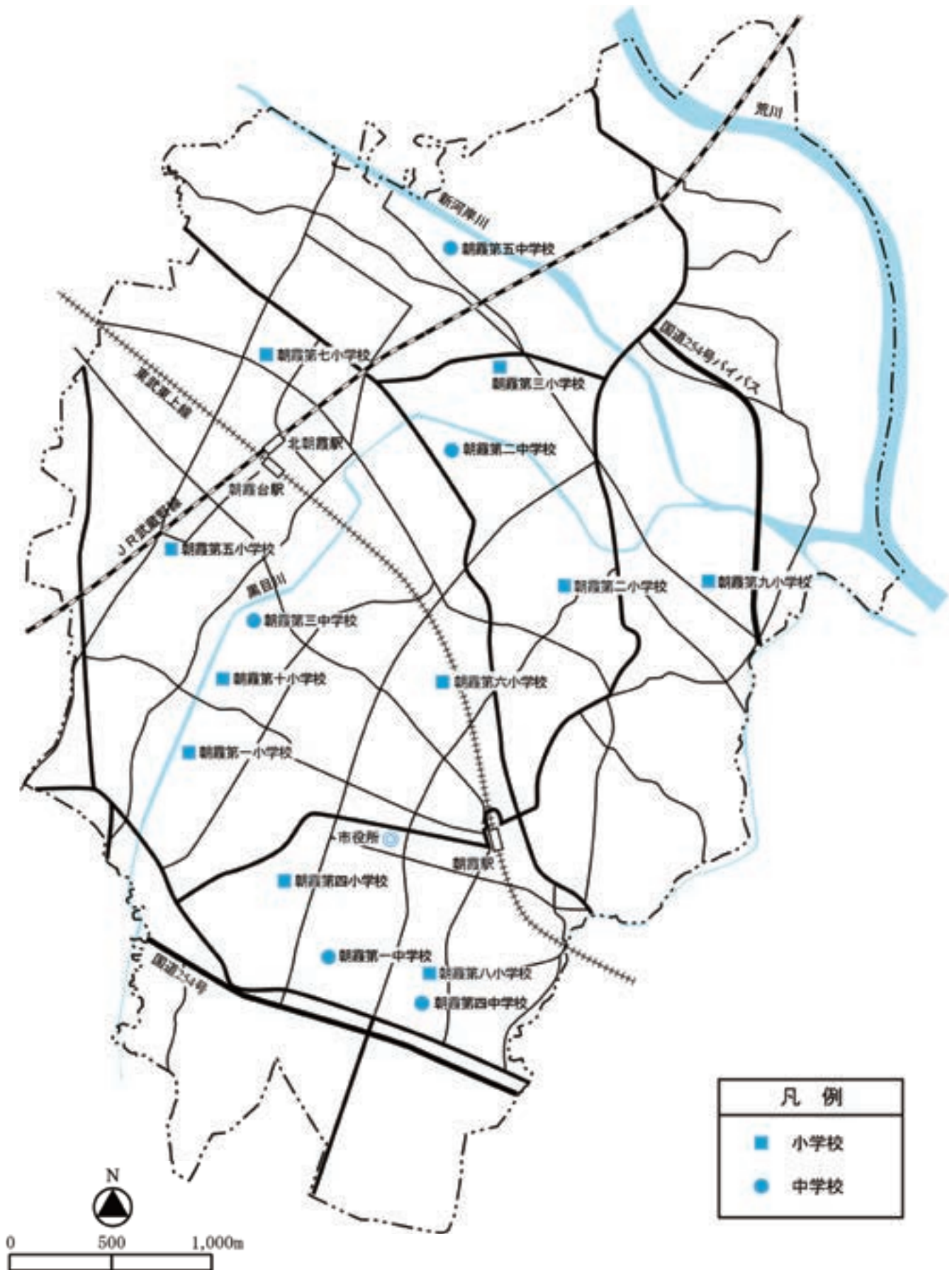
【乳幼児期の教育・保育施設位置図】



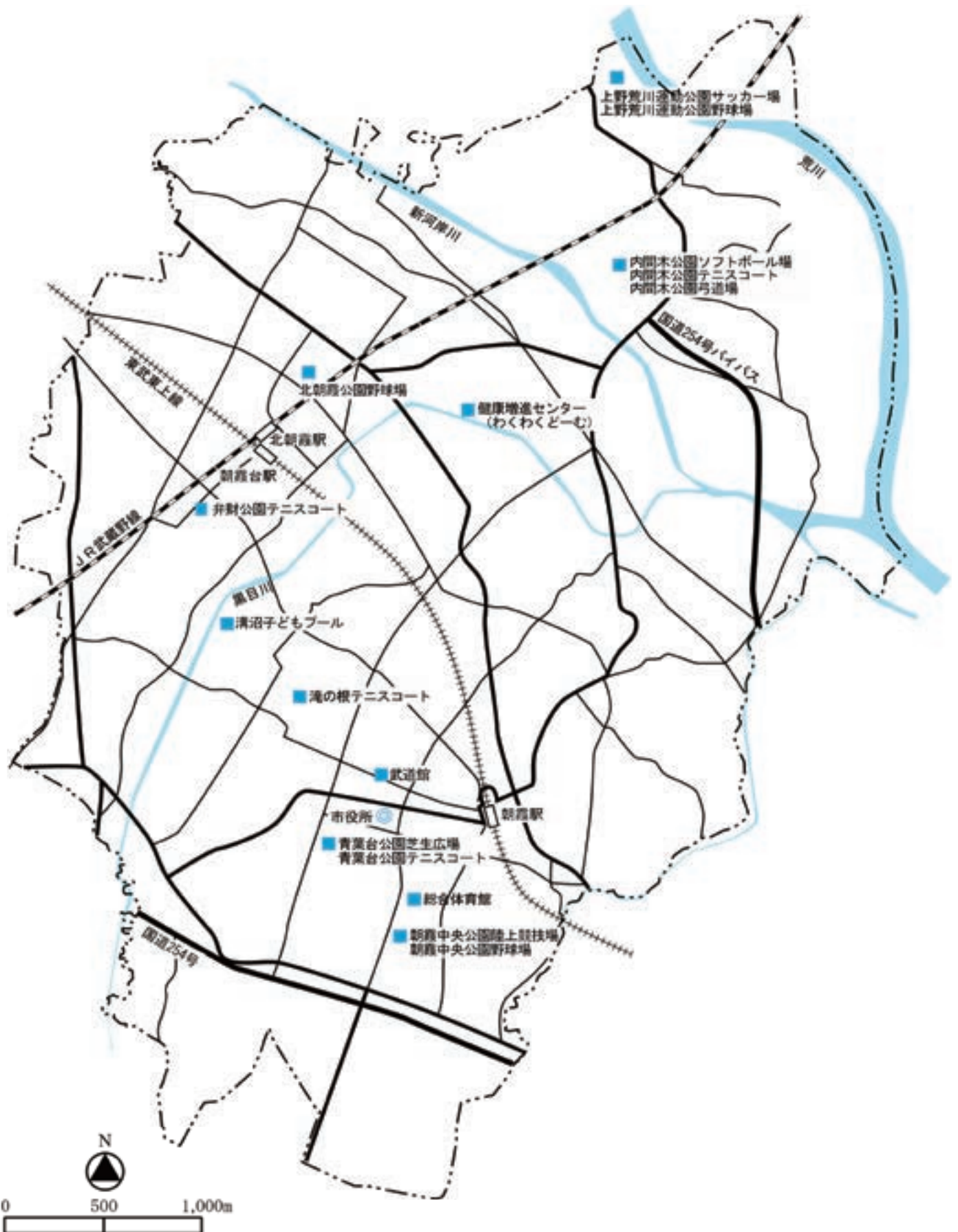
【福祉施設（高齢者・障害者）位置図】



【小・中学校位置図】



【スポーツ施設位置図】



【コミュニティ施設位置図】



## 【指定文化財一覧】

種類	区分	名称	所在地(管理者)	概要	指定年月日
建造物	重文	旧高橋家住宅	根岸台(市教育委員会)	江戸時代中期に建てられた茅葺きの農家建築	平成13年11月14日
絵画	市指	絹本着色両界曼荼羅	宮戸(宝蔵寺)	室町～江戸時代の作と推定される仏画	平成4年11月27日
工芸品 ・ 彫刻	市指	泉蔵寺銅鐘	溝沼(泉蔵寺)	正徳4年粉河市正作銘のある市内最古の銅鐘	昭和51年3月13日
	市指	溝沼獅子舞用具	溝沼(金子家)	溝沼獅子舞に使用する用具(獅子頭・太鼓等)	昭和48年1月1日
	市指	鉄造阿弥陀如来立像	根岸台(台雲寺)	鎌倉～室町時代に製作された鉄仏	平成6年3月25日
	市指	木造十一面観音菩薩立像	岡(東圓寺)	鎌倉時代の製作と推定される市内最古の木彫仏	平成27年8月20日
	市指	木造女神坐像	岡(東圓寺)	天正11年銘のある木彫彩色の女神像	平成27年8月20日
書跡 ・ 古文書	市指	山岡鉄舟扁額	岡(朝一小・博物館保管)	山岡鉄舟筆による「膝折学校」扁額	昭和48年1月1日
	市指	相沢家文書	岡(市教育委員会)	地方文書(江戸時代旧根岸村名主関係文書)	昭和48年1月1日
	市指	内田家文書	岡(市教育委員会)	地方文書(明治時代前半の戸長関係文書)	昭和48年1月1日
	市指	消防日誌	岡(市教育委員会)	旧岡村の消防団の出動記録	昭和48年1月1日
	市指	町名改称許可書	岡(市教育委員会)	「朝霞町」に町名を改称するときの許可書	昭和48年1月1日
	市指	牛山家文書	膝折町(牛山家)	地方文書(江戸時代旧膝折宿名主関係文書)	昭和51年3月13日
	市指	塩味家文書	溝沼(塩味家)	地方文書(江戸時代旧溝沼村名主関係文書)	昭和51年3月13日
	市指	奥住家文書	岡(市教育委員会)	江戸～明治時代の水車(伸銅)関係文書	昭和51年3月13日
	市指	比留間家文書	岡(比留間家)	地方文書(江戸時代旧岡村名主関係文書)	昭和51年3月13日
	市指	元禄七年秣場争論裁許絵図	岡(市教育委員会)	江戸時代の共同採草地の利用をめぐる判決文	平成7年2月23日
考古資料	県指	板石塔婆	岡(市教育委員会)	不動曼荼羅と五輪塔を刻む正安3年銘の板碑2基	昭和40年3月16日
	県指	宮戸薬師堂山経塚出土経筒及び外容器	岡(市教育委員会)	宮戸で出土した平安時代の経筒・和鏡・甕・鉢	平成4年3月11日
	市指	泉水遺跡出土品	岡(市教育委員会)	泉水遺跡より発掘調査によって出土した土器・石器	昭和48年1月1日
	市指	六道地藏尊	三原(六道地藏尊保存会)	溝沼・浜崎境にある六道地藏石幢	昭和48年1月1日
	市指	一乗院の板石塔婆	膝折町(一乗院)	元徳2年～文明12年までの板碑約190基	昭和50年3月17日
	市指	東圓寺の板石塔婆	岡(東圓寺)	市内最古の文永5年をはじめとする板碑約23基	昭和50年3月17日
	市指	一夜塚古墳出土遺物	岡(市教育委員会)	朝霞第二小学校にあった一夜塚古墳から出土した鏡・武器・馬具・埴輪・土製品・土器	平成24年9月1日
	市指	泉水山・富士谷遺跡出土浅鉢形土器	岡(市教育委員会)	泉水山・富士谷遺跡より発掘調査によって出土した縄文時代中期の浅鉢形土器	令和3年2月18日
歴史資料	市指	内間木神社大絵馬	岡(内間木神社・博物館保管)	市内最古の「秩父礼所参り」をはじめとする大絵馬4面	平成12年2月1日
無形文化財	市指	溝沼獅子舞	溝沼(溝沼獅子舞保存会)	春・秋に行われる市内に残る唯一の獅子舞	昭和48年1月1日
	市指	根岸野謡	根岸台(根岸野謡保存会)	根岸台地区に伝わる婚礼等でうたわれる謡	昭和50年3月17日
史跡	県指	柵塚古墳	岡(市教育委員会)	全長約72m、高さ約8mの県南部を代表する前方後円墳	平成14年3月22日
	市指	広沢の池	栄町(市教育委員会)	古来より灌漑用水などに利用された湧水池	昭和48年1月1日
	市指	郷戸遺跡	根岸台(渡辺家)	発掘調査された弥生後期～古墳前期の集落跡	昭和48年1月1日
	市指	二本松	本町(市教育委員会)	江戸時代の庚申塔が立つ旧道の目印	昭和58年11月9日
天然記念物	市指	夏ぐみ	根岸台(石原家)	推定樹齢200年、樹高約10m	昭和50年3月17日
	市指	ゆず	根岸台(高橋家)	推定樹齢250年、樹高約7m	昭和50年3月17日
	市指	湧水代官水	岡(市教育委員会)	灌漑用水などとして地域の人々に「代官水」と呼ばれていた貴重な湧水	平成22年9月1日

注：重文＝重要文化財 県指＝埼玉県指定文化財 市指＝朝霞市指定文化財

### ○ 埼玉県選定重要遺跡

種類	区分	名称	所在地(管理者)	概要	指定年月日
史跡	県選	岡の城山	岡(朝霞市)	縄文時代の貝塚や中世の城館跡の残る遺跡	昭和44年10月1日

資料：文化財課

## 1 1 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
アウトリーチ	支援を必要とする人に対して、訪問や個別対応などさまざまな形で積極的に関わり、サービスや情報を届けること。
朝霞アートマルシェ	朝霞駅南口・東口駅前広場で、秋に開催されているイベント。手作り作品の展示販売、アート作品づくり体験等が行われる。
あさか産業フェア	朝霞市産業文化センターで開催されているイベント。市内商工業の商品や製品の展示販売、ものづくり体験イベント等が行われる。
あさかの逸品	朝霞市商工会が、朝霞の風土、歴史、素材等を生かしたアイデアのある商品、製法、品質、機能等の商品特性に優れた朝霞市をアピールできる商品を認定し、朝霞らしさをPRしていく取組。
あさかばる	期間中にチケットを買うことで、市内店舗で限定メニューの飲食等ができるイベント。
一時保育	保護者の労働または病気等により家庭での保育が一時的に困難な児童を保育園で保育する事業。
インクルーシブ教育	障害のある人が精神的および身体的な能力などを可能な最大限度までに発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするための、障害のない人と障害のある人が共に学ぶ仕組み。
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
ウォークブル推進都市	国内外の先進事例などの情報共有や政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームに参加し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組を推進している地方公共団体。
延長保育	保育園で、通常の保育時間を延長して行う保育。
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間。
<b>か行</b>	
カーボンニュートラル宣言	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを目指す宣言。政府は令和32年（2050年）までの実現を目指しており、本市ははじめ全国自治体で脱炭素社会実現に向けた取組を進めている。
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。
学校運営協議会	学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べる、保護者や地域住民などから構成される組織。この組織を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれる。
看護小規模多機能型居宅介護	看護と介護を一体的に提供するサービスで、通い、泊まり、訪問介護、訪問看護サービスを提供する。登録利用者以外に対してもサービスを提供し、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。
基地跡地	キャンプ朝霞跡地の留保地。昭和20年（1945年）、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し、「キャンプ朝霞」をつくった。
ギフテッド	一般に高い知能や特定の分野に優れた才能を持つ人のこと。

キャッシュレス決済	現金を使用せずに商品やサービスの代金を支払う方法のことで、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などがある。物理的な現金の受け渡しが不要になり、より便利で迅速な取り引きが可能となる。
キャリア教育	望ましい勤労観、職業観および職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
旧暫定逆線引き地区	「暫定逆線引き」は、農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したままいったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区。昭和59年（1984年）から平成15年（2003年）まで運用していた埼玉県独自の制度で、廃止となったため、「旧暫定逆線引き地区」という。
旧耐震建築物	昭和56年（1981年）に改正された建築基準法以前の耐震基準のこと。
旧高橋家住宅	根岸台2丁目にあり、江戸時代中期までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。その住宅・敷地が平成13年（2001年）に重要文化財の指定を受けた。
共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害のある人とない人が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。
協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。
居住誘導区域	長期的な人口減少下にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス機能や地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。
クリーンエネルギー	環境への負荷を最小限に抑える、または負荷がほぼない形で生産されるエネルギーのことで、太陽光や風力など自然由来のエネルギーが代表として挙げられる。
グリーンインフラ	自然が有する多様な機能（生物の生息・生育、景観形成、水循環など）を活用し災害対策や環境保全を解決する考え方。
健康危機管理	厚生労働省健康危機管理基本指針において「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの」と定義されており、熱中症対策なども含まれている。
健康寿命	平均寿命のうち、心身ともに自立し、健康的に生活できる年数。
建築協定	住宅地としての環境または商店街としての利便性を維持増進するために土地の所有者等が敷地、構造、高さ、用途等について建築基準法で定められている基準に対して附加する基準を定めることができる協定のこと。
権利擁護	判断能力が不十分な人で、家族や親族等の援助する人がいない等、一人で生活していくには不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭管理、書類等預かり等、安心して日常生活を送れるよう支援を行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。65～74歳の高齢者は前期高齢者という。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に出産するとしたときのこどもの数に相当。

交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。
高齢化率	総人口に占める65歳以上（高齢者）人口の割合。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組みを備えた学校。
コワーキングスペース	さまざまな所属やバックグラウンドを持つ人々が共に働く場所のこと。オフィススペースや会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める方針で、国土交通省「国土のグランドデザイン2050」の中の一策。
<b>さ行</b>	
災害協定	地域防災力の向上のために、各種団体・企業等と締結される災害時における応援協定。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムのこと。利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段のこと。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」との理念の下、地域住民の連携に基づき自主的に結成される組織で、平時には資機材の整備や防災訓練の実施、災害時には地域の初期消火、救出・救護等を行う。
市政モニター	「広聴」の一手法として、本市において平成26年（2014年）に開始した制度。市政に対する市民の意見や要望を聴取することで、市民の市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民ニーズの把握および行政効果の測定を行うことにより、これを広く市政に反映させることを目的としている。
指定管理者制度	公共施設の管理や運営を、民間などに行わせる制度。市は、施設の管理運営に必要な経費を指定管理料としてまとめて支払う。
シティ・セールス 朝霞ブランド	本市の誇れる歴史、文化、景観、行事および産品等の地域資源を市の内外に周知することにより、本市のイメージ向上および郷土意識の醸成を図ることを目的として認定したもの。
シティ・プロモーション	都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から観光客や定住者、企業を呼び込んだり、地域住民の愛着を形成する取組。
シニア活動センター	シニア世代（おおむね50歳以上）の方が、これまで培った知識や経験を地域活動に生かせる講座の企画および現在活動している団体の情報の収集や提供などを行う施設。市民活動支援ステーションと併設。
市民活動支援ステーション	NPOなどの市民活動を支援するため、団体活動のPRのためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営の相談に応じる施設。シニア活動センターと併設。

市民活動団体	市民が自発的な意志に基づいて、豊かで活力ある地域社会の実現を目指し社会に貢献しようとする活動を、営利を目的とせず継続的に行っている組織。
市民農園	住民が小面積に区画割した農地で農作業の体験ができる農園。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業をはじめ、さまざまな社会福祉事業を実施している。
斜面林	武蔵野台地および荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。
重層的支援体制	子ども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは対応が難しい、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施すること。
住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法で定義されている概念で、低所得者、高齢者、障害者などを指す。
住宅ストック	ある一時点における既存の住宅数のこと。
住民基本台帳	住民基本台帳法で定められた氏名、生年月日、性別、住所などの項目が記載された住民票を編成したもの。住民の方々に関する事務処理の基礎データとなる。
循環型社会	資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会。
生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習のこと。
障害者福祉サービス	障害者総合支援法に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。
消費生活相談	契約や悪徳商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故などに関する相談。朝霞市消費生活センターにて相談を受け付けている。
職業教育	一定または特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。
女性総合相談	本市が行っている相談で、親族間のもめ事や対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。
人権作文	日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施している。
人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。「日本では、平成19年（2007年）に生まれたこどもの半数が107歳より長く生きる」との推計があり、平成29年（2017年）に政府において発足した「人生100年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。

シンボルロード	米軍基地（キャンプ朝霞）として使用されていた広大な敷地の一部を、いつでも人が憩い、集え、まちに新たな活力とにぎわいをもたらす緑の道として令和2年（2020年）に整備したもの（幅員30メートル×延長約680メートル、面積約2.0ヘクタール）。
スクールガード	各学校の実情に応じて学校内外の巡回、登下校の安全確保や通学路の防犯パトロールなど、学校安全体制および学校安全ボランティア活動のこと。
生活支援 コーディネーター	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築を推進する役割を担う人材。主な活動として、生活支援の担い手の養成やサービス開発、関係者のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う。
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。
生産年齢人口	15歳から64歳の人口。生産的な活動に就いている労働力の中核となる年代の人口。
生産緑地	市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務付けられる。
性と生殖に関する 健康と権利	リプロダクティブ・ヘルス/ライツともいう。平成6年（1994年）カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害などのために判断能力が不十分な人を保護するための制度。
生物多様性	あらゆる生物種によって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指すことに加え、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。
性別による固定的な 役割分業意識	男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。
全国学力・ 学習状況調査	文部科学省が実施する、「全国的に子供たちの学力・学習状況を把握する」ための調査。小学校6年生および中学校3年生を対象としている。
<b>た行</b>	
待機児童	保育園への入園申請がなされており、入園条件を満たしているにもかかわらず、保育園に入園できない状態にある児童。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域ケア会議	医療・介護等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めることを目的に設置された会議体のこと。
地域包括ケアシステム	地域住民に対する医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画。
長寿命化	予防保全や適切な改修等により、公共施設の延命化を図り、長く安全に利用していくこと。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回訪問または随時通報を受け、（訪問看護事業所と連携しつつ）利用者の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの。看護師等による療養上の世話や診療の補助を行う場合もある。
低層・中高層住宅地	用途地域でいう、低層住居専用地域、および中高層住居専用地域から住居地域のまでの土地利用をイメージしたもの。
低・未利用地	適正な土地利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
デジタルアーカイブ	重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。
デジタル田園都市国家構想総合戦略	これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すための戦略。各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。
テレワーク	Tele（離れたところ）とWork（働く）を合わせた造語で、ICT技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
典型7公害	環境基本法で公害として定義されている「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭」のこと。
特定健康診査	メタボリックシンドローム（内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は生活習慣病の改善により予防可能）に着目し、生活習慣病の予防や早期発見、生活習慣の改善ならびに健康管理が図られることを目的とし、40～74歳の医療保険加入者全員を対象に実施している健診。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などの行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全する制度。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のこと。
都市計画道路	都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。
都市公園	都市計画公園および地方公共団体が定める都市計画区域内において設置する公園のこと。

土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を換地（交換・分合）し、土地所有者等から土地を減歩（一部を提供）してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図る。
<b>な行</b>	
認知症サポーター	都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。
ネットワーク	網の目のようなつながりのこと。情報の伝達網のこと。
ノウハウ	ものごとのやり方に関する技術知識。知る（know）と、方法（how）という意味の英単語からきている言葉。
<b>は行</b>	
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。
病児保育	病気または病気の回復期であり、入院加療の必要はない状態で、集団保育が困難な児童を保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	子育てと仕事を両立できる社会環境を築くために、手助けを受けたい方と、していただける方に登録していただき、保育園の送迎や、一時的な預かりなどの相互援助活動を行う事業。
扶助費	市の歳出を性質別に区分した費目の一つで、生活保護、児童福祉、障害者福祉等に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられ、自治体が任意に減らすことのできない義務的経費のこと。
不登校	病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校せず、長期欠席（年間30日以上）すること。
壁面後退区域	道路境界線から一定の距離を取って建物を建築しなければならない制限を設けている区域。道路と建物との間に空間を確保することで、採光や通風、防火などについて、良好な住環境を形成するだけでなく、景観を向上させることを目的とする。
放課後子ども教室	すべてのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得てこどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
防火地域・準防火地域	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。
ポケットパーク	僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小さな公共空間のこと。

ま行	
みどりのまちづくり基金	市内の貴重な緑地の保全および緑化の推進を図るために必要な土地の取得や良好な景観の形成、生物多様性の保全に資する緑化事業等に要する財源に充てるために設置された基金。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、さまざまな地域課題に対応している。
や行	
ヤングケアラー	「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことを指し、子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
要介護	高齢者が要介護状態や要支援状態にあるか、要介護（要支援）状態にあるとすれば、どの程度の介護を必要とするか介護認定審査会で判定される。認定の基準は全国一律に客観的に定められていて、介護を必要とする度合いの低い方から要支援1～2と要介護1～5の7段階に分けられる。
予防保全	事前に施設の不具合の兆候等を把握し、不具合が起らないように、定期的に管理する保全方法のこと。
ら行	
ライフステージ	人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。
緑化推進条例	市内にある緑地の保護および緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、平成元年（1989年）に施行された条例のこと。
レクリエーション活動	仕事や勉強の疲れを癒やし、元気を回復するために行う娯楽活動。言葉遊びや計算など頭を使う脳トレ、身体を動かすもの、手先や指先を使うものなどがある。
わ行	
ワークショップ	「作業所」、「勉強会」といった意味を持つ。計画づくりにおいては、まちづくりに関心のある市民が、身近な問題を持ち寄って将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう機会やアイデアを出し合うための市民の集まりのことを指す。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」を意味し、仕事と仕事以外の生活の調和を図り、両方を充実させる働き方・生き方のこと。
ワンストップ	一か所で用事が足りること。一連の作業やサービスを一か所で完結させること。

数字、アルファベット

3R	リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称。それぞれ、物を大切に使いごみを減らすこと、使える物は繰り返し使うこと、ごみを資源として再び利用すること、を表す。
AI	Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。
CO <sub>2</sub>	二酸化炭素のこと。温室効果ガスの一つに当たる。18世紀以降、二酸化炭素の排出が急激に増えたことが、地球温暖化の主な原因と考えられている。
DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略称で、直訳すると「家庭内暴力」を意味しており、配偶者やパートナー、恋人その他親密な関係にあるまたはあった者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のことをいう。
DX	Digital Transformation の略称。デジタル技術を活用して、ビジネスや生活をより良いものに変革すること。単にIT技術を導入するだけでなく、業務プロセスや組織文化などを含めた全体的な変革を目指す取組のことをいう。
GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒一人につき一台の学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備し、すべてのこどもたちの可能性を引き出すICT教育を実現するための構想。
ICT	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般の総称。
LGBTQ	性的マイノリティを表す総称の一つで、Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Questioning/Queer (クエスチョニング/クィア) の頭文字を取ったもの。
NPO	Non Profit Organization または Not for Profit Organization の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人 (NPO法人)」という。
PR	Public Relations の略称。企業や自治体等が、事業内容等を良く知ってもらうため、情報を発信したり、意見を受け入れたりすること。
SNS	Social Networking Service の略称。一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。
SOGIE (ソジー)	すべての人に当てはまる「性のあり方」を表すもので、性的指向 (Sexual Orientation) および性自認 (Gender Identity) ・性表現 (Gender Expression) とも呼ばれ、LGBTQに限らず、すべての人に当てはまる属性。本市では、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を定め、すべての人がSOGIEにかかわらず住みやすいまちの実現を目指している。